

今昔物語集古本系統の再検討

酒 井 憲 二

- 一 ま え が き
- 二 卷一冒頭の本文について
- 三 卷四の本文について
- 四 卷一の本文について
- 五 卷六の本文について
- 六 む す び

一

古典大系本今昔物語集の本文は、その第一冊凡例の「一」に掲げ示されたように、「カタカナ宣命書に従う古本の本文を、能う限り、校訂を施さずに、忠実に復元すること」を目標に、「鈴鹿本の存する巻については鈴鹿本を底本に用い、その存しない巻については東大本甲を用い」、さらに古本系の存しない巻については、流布本中の善本である田村右京大夫旧蔵の東大本乙、および林家旧蔵の内閣文庫本Aを底本とされて成ったものがあります。大系本ではじめて全面的な覆刻を見た鈴鹿氏蔵本が古本系統の最善本であり、その他の古本系統の諸本を次善とすれば、流布本系統の伝

本しか存しない巻々の本文には資料的扱いに十分留意すべきであることについては、前稿「今昔物語集の資料性」（本紀要第一号）において説いたとおりであります。前稿では、今昔物語集全巻にわたっての本文の性質、わけでも、鈴鹿本とその他の諸本との比較検討に主眼点を置いた関係上、古本系統・流布本系統の各内部における諸本関係にまでは考究が及びませんでした。今回は、さらに一步を進めて、古本系統諸本の本文・系統関係について、調査・考察を加えてみたいと思います。

古本系統の善本として大系本の校本とされたのは、第一・二冊（天竺・震旦部）では紅梅文庫旧蔵の東大國語研究室蔵本（略称、東大本甲）、および、新宮城旧蔵の東北大学図書館蔵本（略称、東北大本）、ならびに、野村八良博士蔵本（略称、野村本）の三本であり、第三冊以降では、これらに新しく、黒川春村旧蔵の実践女子大学蔵本（略称、実践女子大本）、およびこれと同行款の、水野忠欸旧蔵の国学院大学図書館蔵本（略称、国学院大本）の二本が加わって、計五本でありました。これらの諸本は存巻全部が古本系本文であるというわけではなく、巻二十五・二十六・二十八・三十一等における東大本甲のように、表面上は宣命書の古本体裁ではあっても、その実は流布本系本文にしか過ぎないものもあって、前稿に見たごとく、いずれも取り合わせ本ではありませんが、古本系本文である巻々については、これが、鈴鹿本に次ぐ善本として十分使用に堪えるものであることは、

各巻校異の明示するところであります。（大系本各巻諸本解説、ならびに一・二・五各巻末校異参照）。

大系本校注の途次、山田忠雄先生が新たに入手された一本（略称、山田本）は、大系本第五冊の存巻一覽（四四六べ）に示されたように、巻一・二・四・五・六・十の六巻が古本系統の本文を保有しております。時間の関係上、大系本校異には加えられることなく、第二刷以降の本文校訂に一部参考されたにとどまったようでありますので、この度は、この本の本文を精査の対象とし、加えて、天竺・震旦部では使用されなかった実践女子大本（巻四まで、緑園文庫の朱印ある一本もあり。略称、実一）と国学院大本の三本を配することといたします。前述のように、巻十までの古本系統校本は東大本甲・東北大本・野村本の三本のみでしたから、新たに加わったこれら三本は、いきおい、従前の本文を批判することになります。あるいは、単に補強するにとどまるものかも知れませんが、それでも、十分意義のあることと思われまます。この報告を、敢えて「再検討」と題する所以であります。

二

ここに図版で掲げましたのは、古本系統諸本の巻第一本文第一丁表の写真であります。芳賀矢一博士の「攷今昔物語集」（大正二年—十年・富山房）の底本とされた田中頼庸旧蔵本の写真が、同書天竺震旦部の口絵写真として掲出されておりました、これが、現在では、関東大震災で焼失したという同本の面影を知る唯一のたよりであります。いま、この本も考察の対象とするため、同一個所を掲げ並べたわけであります。

計八本を一覧して、第一に気のつくことは、野村本のみ、その行款を異にするということでありましょう。他はすべて同一行款であり、共通祖本が想定されるのでありますから、まず、野村本の特異性が解明されなければならぬでしょう。次には、攷証底本には読点・圈点や傍訓・校合注記

等が多く見られて、ひとり、他とは異質という印象を与えることでありましょう。あるいは本文とは別筆の、後に加えられたものかとも思われますが、一見、流布本系統の内閣文庫本C（享和二年識語本）を彷彿させる点から推せば、少くとも、原初的な姿を伝えるものとは言えないようであります。第三には、実践本と国学院本、および野村本に、ほぼ同種の校合傍書（朱筆）の見られることでありましょう。これら三本の並なみならぬ近縁関係を示すものと思われまます。

子細に檢視しますと、次の諸点に異同が見られます（圈点は問題点）。

- 1、本文第二行「申^テ」
甲実攷の三本は古体を保存して「天」（実は一・二画著しく接近して、やや変）、山は「テ」、北国野実一の四本は「ス」
甲北実国山実一の六本は「ノ」（甲山はッ、実国はヅと朱傍）
- 2、同
「云所^ニ」
甲北実国山実一の六本は「ノ」（甲山はッ、実国はヅと朱傍）
- 3、同
「住^ル、給^{ケル}」
甲山は変、旁をノ＋主に作る。北も主の第一画はノ、野は主
- 4、本文第三行「生^{シナム}」
「天人^ハ」
実国野の三本は「テ掖」と朱傍
甲北実国山の五本は「天^ハ人」（実国は人に无^木と朱傍し、天人^ハの形を線で示す）、攷実一の二本は「天人^ハ」、野は「天人^ハ」
- 5、同
「天人^ハ」
実国野の三本は「髪イ」と朱傍
実一は「ス」、国は「ノ」
- 6、本文第四行「花^ハ鬘^ハ」
「受^ツ」
実国野の三本は「ク東^木」と朱傍
甲北実国山実一の六本はほぼ古体を存するも、攷のは現行に近く、野は完全に「ユ」
- 7、本文第五行「姿^ヌ」
「アユル」
野は「无^ニ」
- 8、本文第六行「受^ツ」
「汗出^{キヌ}」
実国の三水は人偏に近く、北はこれに第一画を加筆したとき行人偏
- 9、同
「アユル」
北攷実一の三本は異体、下例は実国野の三
- 10、同
「无^ニ」
- 11、同
「汗出^{キヌ}」
- 12、本文第七行「座^ヲ」

釋迦如來人專宿給語第一

今昔釋迦如來未成佛、不成給^{サリケル}時、釋迦菩薩、
申^{マカセ}兜率天ノ内院ト云^{イハ}所^{トコロ}住給^ス而^{シテ}閻浮提^ニ下^ニ
生^{シム}思^シ時^ニ五衰^ノ現^レ給^フ其^ノ五衰^ト云^ハ一^ハ天^ノ
眼^ノ瞬^ク事^ニ无^ク眼^ノ瞬^ス二^ハ天^ノ頭^ノ上^ニ花^ノ變^ス
萎^ニ事^ニ无^ク萎^ス三^ハ天^ノ衣^ノ塵^ノ居^ル事^ニ无^ク塵^ノ垢^ス
受^ツ四^ハ天^ノ汗^ノ元^ノ事^ニ无^ク脇^ノ下^{ヨリ}汗^ノ出^キ五^ハ
天^ノ我^ノ衣^ノ座^ノ不^レ替^サ本^ノ座^ヲ不^レ求^テ當^レ
所^ニ居^ス其^ノ時^ニ諸^ノ天^ノ菩薩^此相^ヲ現^シ給^フ見^テ怖^ク

釋迦如來人專宿給語第一

今昔釋迦如來未成佛、不成給^{サリケル}時、釋迦菩薩、
申^{マカセ}兜率天ノ内院ト云^{イハ}所^{トコロ}住給^ス而^{シテ}閻浮提^ニ下^ニ
生^{シム}思^シ時^ニ五衰^ノ現^レ給^フ其^ノ五衰^ト云^ハ一^ハ天^ノ
眼^ノ瞬^ク事^ニ无^ク眼^ノ瞬^ス二^ハ天^ノ頭^ノ上^ニ花^ノ變^ス
萎^ニ事^ニ无^ク萎^ス三^ハ天^ノ衣^ノ塵^ノ居^ル事^ニ无^ク塵^ノ垢^ス
受^ツ四^ハ天^ノ汗^ノ元^ノ事^ニ无^ク脇^ノ下^{ヨリ}汗^ノ出^キ五^ハ
天^ノ我^ノ衣^ノ座^ノ不^レ替^サ本^ノ座^ヲ不^レ求^テ當^レ
所^ニ居^ス其^ノ時^ニ諸^ノ天^ノ菩薩^此相^ヲ現^シ給^フ見^テ怖^ク

釋迦如來人專宿給語第一

今昔釋迦如來未成佛、不成給^{サリケル}時、釋迦菩薩、
申^{マカセ}兜率天ノ内院ト云^{イハ}所^{トコロ}住給^ス而^{シテ}閻浮提^ニ下^ニ
生^{シム}思^シ時^ニ五衰^ノ現^レ給^フ其^ノ五衰^ト云^ハ一^ハ天^ノ
眼^ノ瞬^ク事^ニ无^ク眼^ノ瞬^ス二^ハ天^ノ頭^ノ上^ニ花^ノ變^ス
萎^ニ事^ニ无^ク萎^ス三^ハ天^ノ衣^ノ塵^ノ居^ル事^ニ无^ク塵^ノ垢^ス
受^ツ四^ハ天^ノ汗^ノ元^ノ事^ニ无^ク脇^ノ下^{ヨリ}汗^ノ出^キ五^ハ
天^ノ我^ノ衣^ノ座^ノ不^レ替^サ本^ノ座^ヲ不^レ求^テ當^レ
所^ニ居^ス其^ノ時^ニ諸^ノ天^ノ菩薩^此相^ヲ現^シ給^フ見^テ怖^ク

釋迦如來人專宿給語第一

今昔釋迦如來未成佛、不成給^{サリケル}時、釋迦菩薩、
申^{マカセ}兜率天ノ内院ト云^{イハ}所^{トコロ}住給^ス而^{シテ}閻浮提^ニ下^ニ
生^{シム}思^シ時^ニ五衰^ノ現^レ給^フ其^ノ五衰^ト云^ハ一^ハ天^ノ
眼^ノ瞬^ク事^ニ无^ク眼^ノ瞬^ス二^ハ天^ノ頭^ノ上^ニ花^ノ變^ス
萎^ニ事^ニ无^ク萎^ス三^ハ天^ノ衣^ノ塵^ノ居^ル事^ニ无^ク塵^ノ垢^ス
受^ツ四^ハ天^ノ汗^ノ元^ノ事^ニ无^ク脇^ノ下^{ヨリ}汗^ノ出^キ五^ハ
天^ノ我^ノ衣^ノ座^ノ不^レ替^サ本^ノ座^ヲ不^レ求^テ當^レ
所^ニ居^ス其^ノ時^ニ諸^ノ天^ノ菩薩^此相^ヲ現^シ給^フ見^テ怖^ク

釋迦如來人夢宿給語第一

今昔釋迦如來未タ佛ニ不成給^{サリ}ケ^ル時、釋迦菩薩申^ス、兜率天ノ内院ト云^フ所^ニ住給^{ケル}而^{シテ}閻浮提ニ下生^シト^モ思^ヒ時、五衰^ヲ現^{ハシ}給^フ其五衰ト云^フハ一天人ノ眼瞬^ク事无^ク眼瞬^スニ^ハ天人ノ頭ノ上ノ花鬘^ハ萎事无^ク萎^ス三^ハ天人ノ衣^ハ塵居^ル事无^ク塵垢^ハ受^ツ四^ハ天人ノ汗^ハ元^ノ事无^ク脇下ヨリ汗出^キ又^ハ天人ノ我カ座^ヲ不^レ替^サル^ニ奉^リ座^ヲ不^レ求^メテ當^ル所^ニ居^ス其時^ニ諸ノ天人菩薩此相^ヲ現^シ給^フ見^テ恠^テ

釋迦如來人夢宿給語第一

今昔釋迦如來未タ佛ニ不成給^{サリ}ケ^ル時、釋迦菩薩申^ス、兜率天ノ内院ト云^フ所^ニ住給^{ケル}而^{シテ}閻浮提ニ下生^シト^モ思^ヒ時、五衰^ヲ現^{ハシ}給^フ其五衰ト云^フハ一天人ノ眼瞬^ク事无^ク眼瞬^スニ^ハ天人ノ頭ノ上ノ花鬘^ハ萎事无^ク萎^ス三^ハ天人ノ衣^ハ塵居^ル事无^ク塵垢^ハ受^ツ四^ハ天人ノ汗^ハ元^ノ事无^ク脇下ヨリ汗出^キ又^ハ天人ノ我カ座^ヲ不^レ替^サル^ニ奉^リ座^ヲ不^レ求^メテ當^ル所^ニ居^ス其時^ニ諸ノ天人菩薩此相^ヲ現^シ給^フ見^テ恠^テ

釋迦如來人夢宿給語第一

今昔釋迦如來未タ佛ニ不成給^{サリ}ケ^ル時、釋迦菩薩申^ス、兜率天ノ内院ト云^フ所^ニ住給^{ケル}而^{シテ}閻浮提ニ下生^シト^モ思^ヒ時、五衰^ヲ現^{ハシ}給^フ其五衰ト云^フハ一天人ノ眼瞬^ク事无^ク眼瞬^スニ^ハ天人ノ頭ノ上ノ花鬘^ハ萎事无^ク萎^ス三^ハ天人ノ衣^ハ塵居^ル事无^ク塵垢^ハ受^ツ四^ハ天人ノ汗^ハ元^ノ事无^ク脇下ヨリ汗出^キ又^ハ天人ノ我カ座^ヲ不^レ替^サル^ニ奉^リ座^ヲ不^レ求^メテ當^ル所^ニ居^ス其時^ニ諸ノ天人菩薩此相^ヲ現^シ給^フ見^テ恠^テ

釋迦如來人夢宿給語第一

今昔釋迦如來未タ佛ニ不成給^{サリ}ケ^ル時、釋迦菩薩申^ス、兜率天ノ内院ト云^フ所^ニ住給^{ケル}而^{シテ}閻浮提ニ下生^シト^モ思^ヒ時、五衰^ヲ現^{ハシ}給^フ其五衰ト云^フハ一天人ノ眼瞬^ク事无^ク眼瞬^スニ^ハ天人ノ頭ノ上ノ花鬘^ハ萎事无^ク萎^ス三^ハ天人ノ衣^ハ塵居^ル事无^ク塵垢^ハ受^ツ四^ハ天人ノ汗^ハ元^ノ事无^ク脇下ヨリ汗出^キ又^ハ天人ノ我カ座^ヲ不^レ替^サル^ニ奉^リ座^ヲ不^レ求^メテ當^ル所^ニ居^ス其時^ニ諸ノ天人菩薩此相^ヲ現^シ給^フ見^テ恠^テ

13、同 「不替^{、ハ、ニ}」 本のみ正体、他は異体
北はやや大きく、位置も中央寄り、実一もこれに近し

14、同 「當^ル」 甲実国野の四本は異体（鈴鹿本では異体が普通）、山は甲の異体が多少くずれ、実一は異体の変、北致の二本は正体

15、本文第八行「居^ス」 実一はスに近く、致は殆ど「ス」

16、同 「現^シ」 実国野三本の偏はマ

17、同 「給^ヲ」 甲北実国山実一の六本は「ウ」（実国はマと朱傍）、致野の二本は「ヲ」

以上、十七項目、微細な字体の相違などに着目すればまだ見出せるかとも思いますが、大むね、この十七項目を以て、巻一冒頭部における古本系諸本の異同の実態を尽くしたものと思います。

これによりますと、一本だけ行款を異にする野村本は、2・5・17の三項で佳良本文（うち、2・7では致証底本と共に）を有するかと思わせるのでありますが、1・9における古体のかなは保存せず、10では独特な譌字を示す点から推せば、4・6・8・12・16の五項でうかがえるように実践本や国学院本の系統を引き、それらの傍書のうち、校合本の記号を付する傍書（実践本巻一表紙に「昌平御庫本校合／符谷校齋本校合／鈴木安寛本校合」と三行に書き、目録の前、遊紙裏末部に「昌平御庫本 官記／符谷望之藏 校記 略本 鈴木安寛藏 東記」と朱書する）以外の朱訂傍書をそのまま本文に採り入れ十一行本に改編したところに成立したもののようであります。すなわち佳良本文と目された2・5・17の三項は、共に、実践本や国学院本の朱傍書による、単なる整齊本文のようであります。そういえば、野村本も目録の前に校合記号の朱書を有するのですが、実践本で「略本」とあるのを「略本」としております。「略本」とは、「校」が画数の多い字であるために「木」を略号としたことを示すものですが、後記したもののらしく行をはずれて「鈴木安寛藏」（これも野村本は鈴木寛藏とする）の右肩に

傍記した形となったため、略号の意味を理解できずに引きついだ野村本では、「略本」として、あたかも、鈴木氏蔵本の注記のごとくしたものと思われまふ。わずかに半丁の実態で軽々に断ずるわけにはいかないでしょうが大系本校異でも、古本系統のうち野村本のみがしばしば流布本に同じる点をも考え合わせると、十一行という特異行款を呈するこの本は、系統的には実・国両本の後出本とするのが適當のようであります。

実・国二本のうちでは、1・7の二項に見られるように、国学院本の方に崩れや変化が加わっております。1における、北・国・野・実一の四本の「申^ス」は、おそらくは古体のかな「申^天」との字形上の相似と、接統助詞テで後文に続けるか申スで文を中止するかとの相違しかない間の類推とによって、生じたものでありましょう。卷十一以降の大系本校異でも、しばしば国本の乱れが見られるのですから、国学院本は実践本の後出、しかも字配りもまったく一致するのですから、おそらくは直接、でなければ極めて近接した関係で、実践本、またはその前本をひき写したものであらうと思われまふ。

野村本と共に2・17の二項で佳良本文を示した致証底本は1でも古体を保存してはいますが、9・14・15の三項ではやや崩れが見られます。またここに掲げた古本系統八本の中では、字体などから見て、もともと実践一本に近いという印象を受けるのでありますが、事実5・15の二項では両本近似の様相を呈しております。特に5では、同行款七本の字配りから見て第三行の行末は当然「天^ハ」でなければならず、欄外の小字「人」はのちに補入されたものでありましょう。とすれば、甲・北・実・国・山の五本の本文の方が原姿を伝えるものと言わなければなりません。致証底本と実践一本は実・国両本系の傍書に影響されたか、もしくは筆者独自の判断によってか、文意を通すべく合理的な改変を加えたもののようであります。そう思って致証底本の写真を熟視しますと、甲本以下の五本の「ハ」のある位置にかすかに「ハ」の第二画の残滓らしきものが認められます。原本を実検できないので速断は避けるべきでしょうが、あるいは、この本において手を加えられたものかも知れません。果してそうならば、実践一本はこの致証底本の後出ということになるのでしょうか、実一は、2・9・17

の三項で甲・北・実・国本に類似しますので、4のごときも、むしろ、それらを経由したものとするのが穏当でありましょう。1・12・13の三項では北本との一致が見られますので、あるいは北本の系統でしょうか。いずれにしても致・実一の両本は、系統的にはそれほど優れたものとは言えないようであります。ちなみに、致証本の本文については大系本二（四四・四六）において解説されましたが、この写真一葉に相当する範囲で対校を試みても、すでにその九個所において相違が見られます。ただし、大系本で述べられたように、すべて、仮名の字配りか送りがないに関するものであります。15の「居^ス」を致証本で「居^ス」とするときは合理的な校訂を施した部類に属するものかと思いますが、前述のように、その底本において、すでに、幾分かの合理的改変のあとが見られるのは興味あることであります。

東北大本は、2・5・9・17の諸項でうかがえるように、甲・実・国・山の諸本と一致して原姿を伝える有力な一本であります。1では変グループに加担し、11・13・14等でも独自のくずれを見せております。大系本校異全体を通じても言えることではありますが、この本はかなり自由な筆致で書写されており、微細な点にいたってはやや粗雑というそりりはまぬかれ得ないようであります。1・11から推せば甲本よりも実・国本にやや近いものと思われ、巻二十五・二十八・二十九・三十が十一行本、巻十一・二十四・二十六・三十一（実・国は欠巻）が八行本という存巻状況も三本共通であります。ただし、3・16の字体からは、やや甲本に近寄りが見られますので、実・国本の所拠した前本と何らかの近縁関係にあるものとすべきかと思われ。

東大本甲と山田本は、字体印象まで酷似し、おそらくは、山田本は甲本の直接の透写本か、あるいは、それに近い密接な関係を有するものと思われる。異なるのは、1の「申^天」を「申^テ」とするものばかりで、他は全同であります。2・3・14では、傍書や字体の細かい点までも忠実に伝えていることがよく分かります。そして、1や14に、山田本の後出性が象徴化されているものと言うべきでしょう。それにしても、他本のように崩れ切ってしまうところに、山田本の価値を見出すべきであります。

以上は、開卷第一丁表に現れた諸本の異同から、能うかぎりの系統関係を推考してみたものであります。大系本の頁数、行数でいえば、全二十八巻の本文千八百余頁、無慮二万六千余行におよぶ龐大な言語量のうちの、僅々半頁、六行足らずの現象をもつて全体を推するのは、まったくの暴挙にあらずんば愚挙に類するものではありません。しかし、いかに微小なる断片からも、そのものに具有する本質的な因子を抽出し得ることも例のないことではありません。たまたま、原本写真掲げることが出来て、百聞は一見に如かず、百の論述よりも、もっとも具体性のあるもので志して、取り敢えずの考察を試みた次第であります。

以下、山田本を中心として、同本の存巻中、特に鈴鹿本の伝わらない巻々について、諸本の本文状況を精査し、比較検討を加えたいと思います（山田本は竹紙を料紙とする大型の冊子で、江戸後期の書写に係るものと思われ）。巻十までの伝本九巻（巻八は欠）のうち、巻二・五・七・九・十の五巻に鈴鹿本の存巻を見ますので、他の四巻が東大本甲による大系本の本文であります。うち、山田本は、巻一・四・六の三巻に古本系統の本文を保有しておりますので、この三巻について見て行くわけですが、大系本の底本である東大本甲においては、この三巻中では巻四がもっとも謹直な楷書体で書写されておりますので、最初にこの巻をとり上げることいたします。

全体を通観するための資料として諸本の校異表を掲げますが、この表記述の体裁は古典大系本のそれに準じました。すなわち、第一段に通し番号、第二段に大系本における所在（頁数と行数）を示します（第一・二段とも百台は省略）。ただし、掲出本文に圈点を附して当面の問題箇所を指示し、場合によっては圈点を付する個所以外の異同は省略、実・国・野三本の流布本による校合傍書も省略に従います。また、特にその字体を問題とするもの以外は、出来るだけ通行の字体に従うことといたします。

— 37 —

40 -13 墮^テ走^ル〔北実国野〕〔テは古体天〕—墮^ス走^ル〔甲山実一〕〔甲山は于と傍書〕

41 86-12 死^ル尅^ニ〔北実国野実一〕—死^ニ尅^ニ〔甲山〕〔ルと訂〕

42 -14 寺^ラ内^ニ〔諸〕〔甲山はノ歟と朱傍〕

43 87-9 声問明^ニ〔諸〕〔北実実一は問に見せ消ち〕

44 -9 教^ニ〔甲北実国野〕—教^{フル}〔山実一〕〔山はニ朱補、甲のニも朱か〕

45 88-2 被薰^{レテ}—被薰^{シテ}〔諸〕〔甲は破損のため不分明、実国野はノ歟と朱傍〕〔次行も同じ〕

46 -3 阿毗達磨〔実国野〕—阿毗達磨〔甲山北実一〕

47 -4 ウツホ^ニ—ウツチ^ニ〔諸〕〔甲山実国野はホ歟と朱傍、ホは古体〕

48 -9 撰消^ツ様^ニ〔実国野〕—撰消^ツ〔甲山北実一〕〔様ニを補入傍書〕

49 89-4 无^キ—无^キ〔諸〕〔マは古体、イに甲は、を重書、山は々と朱傍〕

50 -5 示^{シテ}〔諸〕〔示は変、殊に甲北山実一は禾に近し、90-5も同じ〕

51 90-1 片時^ノ—斤時^ノ〔諸〕〔実国野は片と朱傍〕

52 -1 物不思^{ヌカ}〔北実一〕—物不思^{ヌカ}〔甲山実国野〕

53 -14 自^ラ〔北実国野実一〕—自^テ〔甲山〕〔ラ歟と朱傍〕

54 -15 礼拝^{シテ}〔実国野実一〕—礼拝^{シテ}〔北〕—礼拝^{シテ}〔甲山〕〔押の偏は変〕

55 91-5 其^ノ事^ヲ于^ニ今〔北実国野実一〕〔于はやや小字、殊に北実一は小字〕—其^ノ事^ヲ今〔甲山〕

56 -6 目出^{タキ}〔実国野〕〔実には加筆してキとせる如し〕—目出^{タチ}〔甲山北実一〕〔北はキと訂〕

57 -10 比丘—北丘〔諸〕〔甲山は比歟、実国野は比と朱傍〕

58 -14 海底^ニ—底海^ニ〔諸〕〔甲山実国野実一は顛倒符、国はその変〕

59 92-9 可教^キ也〔実一〕—可教^キ也〔諸〕〔甲山のテは于に近し、キ

60 93-6 諸僧共^ニ—諸共^ニ〔甲山北実一〕〔僧を傍書補入〕—諸僧〔実国野〕〔共^ニを補入傍書〕

61 -7 不着^ス〔甲北実国野〕—不着^ス〔山実一〕

62 94-14 奉^{ラム}〔諸〕〔甲山実国野は変、上部を奉の上部に近く作る〕

63 -14 怪^ニ〔実一〕—怪^ム〔諸〕〔甲山はテ歟、実国野はテと朱傍〕

64 95-5 此^ノ飯^ヲ〔北〕—此^ノ鉢^ヲ〔諸〕〔飯と訂〕

65 -9 放^{デタレ}〔諸〕〔甲のレはシに重書せし如し〕—放^{デタシ}〔山〕〔レと訂〕

66 96-4 天竺^ヲ〔諸〕〔甲のノは変〕—天竺^ヲ〔山〕〔ノと朱訂〕

67 -7 仏像^ヲ〔諸〕〔甲山の像は変、象の下部を衆の下部に作る〕

68 97-1 雖然^モ〔諸〕〔雖は変、左部の虫をネもしくは木に作る、以下も同じ〕

69 98-2 惜^ミ給^{リトナメ}〔実一〕—惜^ミ給^{リトナメ}〔諸〕〔甲山実野はミと傍書〕

70 -5 血^ヲ〔野〕—面^ヲ〔諸〕〔甲山実一は異体、実国は終画を一に作り、血歟と朱傍〕

71 -5 事^ヲ〔実国野〕—事^ヲ〔甲山〕—事^ヲ〔実一〕—事^ヲ〔北〕

72 -16 免^シ—兎^シ〔諸〕〔兎は異体、甲山実一の、はム〕

73 99-7 任^ス〔諸〕〔甲山はレ歟と朱傍〕

74 -11 令^{ハス}〔諸〕〔甲山実国野は変、偏を箇の如く作る〕

75 -15 或^レ—或^レ〔諸〕〔北実一はルと訂〕

76 300-16 吉凶^ヲ〔北実国野〕〔北は行体〕—去^ケ〔甲山実一〕〔吉と訂〕

77 01-13 王宮^ニ—王宮^ニ〔諸〕〔北は空格に連続符〕

78 02-5 有^ム〔甲実一〕〔甲はアラ見せ消ち〕—有^ム〔北実国野〕—有^ム〔山〕

79 -6 王難^ニ〔北実一〕〔北は行体〕—五難^ニ〔甲山実国野〕

80 -8 娑婆世界^ヲ〔実国野〕—娑婆世界^ヲ〔甲山北実一〕〔娑を傍書補入〕

81 -11 无限^シ—无既^シ〔諸〕〔山は限歟と朱傍〕

82 -12 瞰^{シテ}—瞰^{シテ}〔甲山実国野〕〔甲以外はハ歟と朱傍〕—敢^{シテ}

83	04-5	〔北実一〕「北は敵へと訂」 踏 ^ミ 殺 ^ト サセム (実国野実一) 踏 ^ニ 殺 ^ト サセム (甲山) 一踏 ^ニ 殺 ^ト サセム (北)	01	-5	国はフと訂」 徒 ^テ ニシ (諸)「徒は変、旁は乏」
84	05-1	読 ^ミ 習 ^ハ リ (野実一) 一読 ^ミ 習 ^ハ リ (北甲山実国)「北は行体、甲実 国は ^ニ 、山は ^ミ 敵と朱傍」	02	14-3	恐 ^テ 怖 ^レ テ (甲北実野実一) 一恐 ^テ 怖 ^レ シテ (山) 一恐 ^テ 怖 ^レ シテ (国)
85	-1	哭 ^ナ ッ 哭 ^ク ッ (北甲山)「北は行体、ケに近し、甲はケ敵と朱 傍し、そのケをナと訂、山はナ敵と朱傍」一哭 ^ナ ッ (実一) 一 哭 ^ラ ッ (実国野)	03	15-16	鬢 ^ハ 髪 (実一) 一鬢 ^ハ 髪 (諸)「鬢は異体」
86	06-13	恥 ^テ 恐 ^レ ッ (諸)「甲山はチ敵、実国野はチと朱傍」	04	16-1	此 ^{コレ} (甲北実国野)「甲はコレに見せ消ち、北は ^{コレ} 全部を消 してヲと傍書」一此 ^ラ (山実一)
87	07-1	然 ^レ □如 ^シ □然 ^レ □只□如 ^シ (諸)「甲は破損のため、ハ只不分 明なるも、ハの第一画と只の終画は認めらる」「諸本に就く べきであらう」	05	-10	哀 ^ヒ 歎 ^ク (諸) 一哀 ^ヒ 歎 ^ク (山)
88	-1	敏 ^シ ッ (実一) 一緩 ^シ ッ (甲山北実国)「緩は変」一後 ^シ ッ (野)	06	18-16	非 ^ニ 様 ^ニ (北野実一)「実一の様は異体」・非 ^ニ 様 ^ニ (甲山実国)
89	-8	「山実国野は敏敵と朱傍」	07	20-9	互 ^ニ 「牙 ^ニ 」 (諸)
90	-14	醫 ^ニ (諸)「甲山は変、ヒに近し」	08	-15	令服 ^メ 給 ^ハ (諸) 一令服 ^メ 給 ^ハ (山)
91	08-2	有 ^ム ニ也 一ハウニ也 (諸)	09	21-6	思 ^フ 事 ^ト (甲実国野実一)「甲はトに見せ消ち」一思 ^フ 事 ^ト (山) 一 思 ^フ 事 ^ト (北)
92	-14	或 ^ハ 道 ^无 キ (北実国野実一) 一道 ^无 キ (甲山)「或 ^ハ を傍書補入」	10	22-8	合 ^ス (諸) 一合 ^ス (山)
93	09-6	運 ^フ ト (諸)「甲はツトと訂」一運 ^フ ト (山)	11	23-16	思 ^ハ シ (諸) 一思 ^ハ シ (山)
94	-6	有 ^ラ ハ (諸) 一有 ^テ ハ (山)	12	24-7	荒田耕 ^デ スト (諸)「耕の偏、甲山は禾、実国野はネ、実一は采」
95	10-1	遠国 ^コ 来 ^レ 先 ^ツ (諸) 一遠国 ^コ 来 ^レ 先 ^ツ (甲)「不飲 ^テ を来 ^レ 先 ^ツ と 訂、不飲 ^テ は次行同位置の摺入なるべし」	13	25-2	田耕 ^カ ツル (諸)「耕の偏、実国野は米、実一は采」
96	11-4	丈夫国 (実国山実一) 一丈夫国 (北甲野)「北は行体、甲は丈 と訂」	14	26-6	男女貴賤 (北実国野実一) 一男女 [□] 貴賤 (甲山)
97	-5	賓頭盧尊者 (実国野山実一) 一賓頭盧者 (甲北)「尊を傍書補 入」	15	27-9	唱 ^フ (諸) 一唱 ^フ (山)
98	12-1	仏 ^ケ (諸)「甲はケ見せ消ち」一仏 (山)	16	-11	海人頻 ^ニ 一海人其頻 ^ニ (諸)「其に、甲見せ消ち、実国は共敵 と朱傍、恐らくは次行同位置の其の摺入なるべし」
99	-7	世親菩薩 一世親菩薩 (諸)「甲はサ見せ消ち」	17	-11	魚 ^ヲ 寄 ^ス ルニ随 ^テ (諸)「甲実国野は寄 ^ス の寄に見せ消ち」一 魚 ^ヲ 寄 ^ス ルニ随 ^テ (山)
100	13-4	思 ^ヒ 願 ^ハ フ (野) 一思 ^ヒ 願 ^ハ フ (諸)「甲実一はコに見せ消ち、実	18	28-3	其 ^ノ 魚 ^ノ (諸) 一其 ^ノ 魚 ^ノ (山)
			19	-13	不寄 ^ホ ハ (諸)「ネは異体子、甲見せ消ち」一不寄 ^ホ ハ (山)
			20	-14	仏 ^ヲ 廻 ^リ 奉 ^テ (諸) 一仏 ^ヲ 廻 ^リ 奉 ^テ (山)
			21	-15	妙 ^ニ 岐 ^シ キ (諸)「甲は破損のため不分明」一妙 ^ニ 岐 ^シ キ (山)
			22	29-4	居 ^ニ (甲実) 一居 ^ニ (国野山実一) 一居 ^ニ (北)
			23	-10	達麗羅川 一達麗罪川 (諸)

- 24 30-12 勢長^{シテ}（甲北実一）「勢を成と訂」——成長^{シテ}（実国野山）
 25 -14 事无^シ——事无^シ限（諸）「〔北は限に、衍字イニモアリと傍注〕」
 26 31-2 遂^ニ不死^ス——遂^ニ无不死^ス（諸）「〔无に抹消符左右にありて一見文字の如し、北は衍字イニモアリと傍注〕」
 27 -13 可充^シ（諸）「〔充は異体、甲山は異体の変〕——可死^シ（国）尋^ニ（実国野実一）——尋^ニ（甲北山）」
 128 33-11

以上の校異128項は、本文校定の上において問題となる個所、ことに、大系本の校訂箇所における古本系統諸本の状況を示すことを第一義として（これに関する項目は約30項）、また、山田本を中心に据えたので同本の本文状況を明らかにするに足る資料を示すことを第二義に置いて、選り掲げたものであります。

まず、この校異の示すところによって、山田本が東大本甲と非常に近い関係にあることは明白であります。すなわち、次のような多数の項目において、本文または傍書等が両本一致しております。

1. 3. 6. 9. 17. 19. 21. 22. 23. 26. 28. 31. 32. 33. 36. 40. 41. 42. 44. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 53. 54. 55. 56. 57. 58.
 59. 60. 62. 63. 65. 67. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 76. 79. 80. 82. 83. 84. 85. 86. 88. 89. 92. 96. 12. 13. 14. 27. 28.

右の60項目、実に全項目の過半に及ばんとするのでありますが、うち圈点を付する25項目は、甲本とのみ一致して他の諸本と大きく対立する諸項であります。また、東大本甲の傍書等が山田本に影響を与えたと推されるもの、すなわち、山田本筆写に際して甲本の傍書等によって本文を改め整えたと覚しきものが少なからず認められます。

7. 8. 35. 78. 85. 93. 97. 98. 04. 09. 17. 19. 24. の13項

圈点を付するものが、他本に例を見ないこの本独自のものであります。ただし、これらは、8等のごとく改善と思われるものよりも、全訓捨てがなを無くしたりした改悪に類するものが多く（拙稿「表記史上の一問題」『語文』第31輯参照）、これまた少なからず数え上げ得るこの本独自の誤脱

項目と共に、山田本の性格の一端を物語るものであります。たとえば、

78 有^ムア^ラ有^ム 98 仏^テ↓仏 04 此^ヲコレ^ニ↓此^ヲ 09 事^ト↓事

のごとくありますが、これらは山田本のさかしらでは無くて、すべて、甲本の傍書の指示に従った結果と思われるものばかりでありますから、かえって実は、その忠実な筆写態度をこそ賞揚すべきでありましょう。そういえば、この本独自の誤脱が 4 11 91 94 05 08 10 11 15 18 20 21 の12項程度にしか現れないことは、他本の場合と比較しても、極めて謹直・厳密な筆写であると言わなければならない。なお、この本には、12 13 29 30 39 81 の諸項に、この本独自の傍書等が見られます。結果的には流布本の本文に近いようではありますが、わずか6項のことですから、あるいは筆者の見識によるものかとも思われます。

この巻四校異によって知り得る古本系統諸本の系統関係については、特に次の二点を強調しておきたいと思ひます。

(一) 116 項の示すような 入は、甲・北・実・国・山・実一の六本と行款を同じくする共通祖本を指定しなければ考えられないこととあります。

次行の、ほぼ同位置に並ぶ「海人其ノ魚^ヲ」の「其」が、共通の文面「海人」に引かれて前行の「海人頻^ニ」の間に入り込んだものとしか想定できないからであります。直下に見られる誤れる措置（117項、甲北実国野に見える、重複と見ての見せ消し）と共に、この辺には書写の際の一種の混乱が集中したかのごとくありますが、いずれにしても、九行本であってこそ起こり得る攪入が、体裁のまったく異なる十一行本の野村本にそのまま見られるということは、その校合傍書の引き継ぎと共に、野村本が実・国本系統の改編本であることを如実に物語るものであります。

攪入に関して、もう一つ、95項に掲げたのは、同じく東大本甲が、まったく行款を等しくする本の新写本であることを証する資料となるものであります。すなわち、視点の移動による単純な次行同位置関係の攪入ではありませんが、これは、依拠した本もまた同体裁の本であることを物語ると共に、甲本は透写ではなくして臨写本であるあることを示すものでありましょう。この場合は即座に訂正されて他本にまで影響することはなかった

わけですが、116 項の場合はそのまま他の諸本にも引き継がれ、はては、改編された野村本はおろか、流布本系諸本にまで受け継がれたようであります（大系本校異参照）。

(二) ここで実践一本の性格について考えてみたいと思います。この本は巻四校異によれば、9 21 28 46 56 60 71 80 85 の 10 項において甲・山・北の三本と一致して実・国・野の三本に対立し、19 26 40 72 76 78 の 6 項において甲・山の二本と共に北・実・国・野の四本との対立本文を提示しております。これらのうち、圈点を付する 5 項は本文の補入傍書に関するものでありますから、かなり本質的な一致であり対立であるとしなければなりません。これだけの材料では何とも結論めいたことは言えませんが、少なくとも、実・国・野三本の系統より甲・山・北本の系統に近いとだけは言っているようにあります。甲本と北本とは、どちらかといえば前記 6 項の与する甲本系に分があるように思われますが、本校異は実は山田本を主体としているのですから、この程度はあるいは当然かも知れません。むしろ、山田本中心にもかかわらず、52 75 79 82 項のように北本とだけ一致するものが見られることにこそ注目すべきでありましょう。これらは、二次的についでられたケースに過ぎないのでありますから、この分では、もし北本中心乃至実一本中心となれば相当の高率一致が予想されるからであります。もっとも、これらの中には、巻一冒頭部でもうかがえたように、この本には幾分合理化の傾向があつて、それが同傾向を有する北本との結果的な似寄りとなって顕現したものをも含むであります。13 17 18 22 24 59 63 69 88 93 06 の諸項におけるこの本独自の本文中の佳良本文（圈点を付するもの）も、あるいは同一基盤によるものでしょうか。それにしても、124 等に見られる古本性は貴重なものとすべきでありましょう。

なお、今回のこの校異によって、古典大系本の本文を批判すべきものとしては、注記したように 19・35・87 の三個所が挙げられます（22・24・32 傍訓に改善が見られます）。他は、大むね、大系本の本文を補強するものであります。〔能う限り校訂を施さない〕方針をさらに徹底するとならば諸本の一致する 2・9・12・18・77 の諸項も考慮の余地なしとはいえないよ

うであります。

四

巻一校異

（第二丁表は詳述したので省略）

| | | |
|----|-------|--|
| 1 | 52-11 | 生 ^{ナム} ス ^{ナム} ト ^{ナム} （諸）「ストに甲北はトス、実野はトス」と朱傍」——生 |
| 2 | 1-12 | 不愚ス（北実国野実一）——不愚ス（甲山）「甲は愚と朱訂」 |
| 3 | 1-13 | 父 ^{トシ} ト ^{トシ} （北実国野実一）——父 ^{トモ} ト ^{トモ} （甲山）「甲はシと朱訂」 |
| 4 | 1-15 | 壺（諸）「甲山は異体の変、上部を夢の上部に作る」 |
| 5 | 1-16 | 御許 ^ニ 行 ^テ （野）——御許 ^ニ 行 ^テ （諸）「甲実国はニ朱補」 |
| 6 | 53-4 | 胎 ^ノ 中 ^ノ （北実国野実一）——胎 ^ヲ 中 ^ノ （甲山） |
| 7 | 1-14 | 種 ^々 、目 ^ヲ 出 ^{タキ} （諸）——種 ^々 、目 ^ヲ 出 ^{タキ} （山） |
| 8 | 54-1 | 右 ^ノ 手 ^ヲ （野）——右 ^ノ 手 ^ヲ （諸）「甲実国はノ朱補」 |
| 9 | 1-3 | 充 ^チ 満 ^チ （甲実実一）——「甲実のチはテの古体と見るも可」—— |
| 10 | 1-7 | 充 ^チ 満 ^チ （北山国野）——「実一以外の充は異体」 |
| 11 | 1-8 | 四 ^ノ 維 ^ニ （北実国野実一）——四 ^ヲ 維 ^ニ （甲山）「甲はノと朱訂」 |
| 12 | 1-13 | 下 ^ニ 七 ^歩 ——下 ^ニ 七 ^歩 （諸）「ニを朱補」 |
| 13 | 1-16 | 跋難陀（北実国野実一）——跋難陀（甲山）「甲は跋と朱訂」 |
| 14 | 55-3 | 大臣有（野）——大臣（諸）「有を傍書補入」 |
| 15 | 6 | 敬礼 ^シ 給 ^フ （諸）——敬礼 ^シ 給 ^フ （山） |
| 16 | 8 | 彼 ^ノ 天神 ^ノ （実国野実一）——波 ^ノ 天神 ^ノ （甲北山）「北は彼と訂」 |
| 17 | 1-11 | 城 ^ニ （実国野実一）——城 ^ニ （甲北山）「甲北実国はシ朱補」 |
| 18 | 56-3 | 在城受樂語（実一）——在城受樂（甲山）——在城語（北実国野） |
| 19 | 1-15 | 暖 ^メ 給 ^フ （諸）「暖は変、旁を受に作る、実国野は暖感と朱頭 |

21 57-3 忽^ニ(諸)「甲山の忽の上部は勿、以下にもあり、一一は掲
 げず」
 22 -14 雖然^モ(諸)「甲山北実一は変、左部の虫を不もしくはホに
 作る」
 23 58-3 飯食^モスレト(諸)「山以外は飲イと朱傍」
 24 -9 聞聞^給テ(諸)「甲山の聞は異体の変、甲は聞と朱訂」
 25 -10 喚^メ給^フ喚^メ給^フ(諸)「喚は異体」
 26 -15 朋^ト(国)一明^ト(諸)「北実はやや朋に近し、甲は朋と朱訂」
 27 59-2 現^ニスル(諸)「野のスはヌ」一現^{スル}(山)
 28 -3 不^レ樂^ヒ給^ニスル(諸)一不^レ樂^ヒ給^ニスル(山)
 29 -3 順^リ給^フ(諸)「甲山は日偏」
 30 -11 草木^ノ(北実国野実一)一草不^ノ(甲山)「甲は木と朱訂」
 31 -16 我^ト同^ク我^ト聞^ク(諸)
 32 -16 見^ツト(実国野)一見^ノト(甲山北実一)「甲はツ歟と朱傍」
 33 60-4 三^ノ門^ヲ(北実国野)一王^ノ門^ヲ(甲山実一)「甲は三と朱傍」
 34 -12 我^ハ此^レ我^ハ皆^ニ(諸)
 35 -14 色^ニ不^レ目^出ス不^レ目^出ス(諸)「北は不の上に挿入符、色ニ一歟
 真清と傍書、実^ハ脱字歟と傍書して按正道也ノ下色ノ一字ヲ
 脱歟と頭注(頭注は国も)」
 36 61-3 何^ニ事^ヲ何^ニ事^ヲ(山)
 37 -4 御^ハス^ト(甲北野実一)「マは古体、甲は変、アに近し、北実一
 のスはヌに近し」一御^ハス^ト(実国)「実^ハナの上部を削る」
 38 -14 御^ハヤス^一(山)
 39 62-1 解^脱ムヤ^ト解^脱ムヤ^ト(実一)一解^脱ムヤ^ト解^脱ムヤ^ト(甲山)「甲はレをムと朱訂」一
 40 -12 解^脱ムヤ^ト解^脱ムヤ^ト(北実国野)
 41 -13 大臣^ニ仰^セテ大臣^ニ仰^セテ(諸)「甲北実野実一はニ朱補」
 此^ノ様^々ノ(諸)一此^ノ様^々ノ(山)
 貪^ホル(実野実一)「ホは古体」一貪^サル(甲山)「マは古体、

サマ直接す、甲はサマをホの古体に朱訂」一貪^サル(北)「サ
 をホの古体に訂」一貪^{フル}(国)
 42 63-7 嘶^エ鳴^ク(諸)一嘶^ユ鳴^ク(山)
 43 -12 至^テ(北実国野実一)一生^チ(甲山)
 44 64-1 汝^チ(北実国野実一)「北のチは変」一汝^ヲ(甲山)「甲はチと
 朱訂」
 45 -4 失^ヒ奉^リ(北実国野実一)「失は異体」一共^ヒ奉^リ(甲山)「甲は
 失の異体に朱訂」
 46 -5 何^ガシテ(諸)「山以外はトを朱補」
 47 -6 生^レス(北実国野実一)一生^シス(甲山)「甲はレと朱訂」
 48 -7 髮^ヲ(甲実国野実一)一髮^ノ(北)一髮^ノ(山)
 49 -7 剃^給フ(実国野実一)一剃^給ヲ(甲山)「剃は変、甲は朱訂」一
 剃^給ヲ(北)「フと朱傍」
 50 -12 着^{タリ}(実国野実一)一者^{タリ}(甲北山)「甲は着と朱訂」
 51 -13 着^{タル}着^{メル}(甲山)「甲はタと朱訂」一着^ル(北実国野実一)
 「タを朱補」
 52 -14 乍^着ヲ(実国野実一)一乍^着ヲ(甲)「ラと朱訂」一乍^者ヲ(北)
 「着^ヲと朱訂」一乍^着(山)
 53 -14 誘^ナヲ誘^ナヲ(甲山)「甲はナの下にフを朱補」一誘^フ(北実国
 野実一)
 54 65-10 栖^ニ(北実国野実一)一梅^ニ(甲山)「甲は栖と朱訂」
 55 -12 或^ハ草^ヲ以^テ(北実一)「北は異体」一我^ハ草^ヲ以^テ(甲山実国野)
 「甲は或と朱訂」
 56 -12 水^火ノ(北実国野実一)一水^大ノ(甲山)
 57 66-6 不^レ受^給ス(諸)一不^レ受^給ス(山)
 58 -8 阿^羅還^仙人^一阿^羅還^仙人^一(諸)「還は異体、甲北は朱圈点」
 59 -9 无^上正^真ノ无^上正^直ノ(諸)
 60 -11 云^ヘト云^ヘト(諸)「甲実国野実一はトモイ、北はヘトモと朱
 傍」
 61 -12 爰^来給^ヘト(諸)「山以外はニ朱補」

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|---|---|--|--|---|---|--|---|--|--|---|--|---|--|--|---|--|--|---|
| 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | |
| -13 | 67-2 | 68-1 | -2 | -4 | 69-6 | 70-2 | 71-5 | -6 | -11 | 72-7 | 73-4 | -5 | 74-4 | -8 | -16 | 75-11 | 76-12 | 77-1 | -4 | -13 | -17 | 78-6 | 80-6 | |
| 冥初 ^{コリ} 始 ^ル 冥初 ^{コリ} —「真 ^{マコ} 」(諸)「実一の下部は真」 | 禪定 ^ヲ (諸)「甲山実国野は変、旁を車に近く作る、以下も同じ」 | 秣牛 ^ヲ (諸)「偏は牛、北は旁も変、山以外は秣敷と朱傍」 | 供養 ^シ 奉 ^ト (諸)「供養 ^シ 奉 ^ト (山)」 | 光 ^ヲ (北実国野実一)「光 ^ヲ (山)」 | 給 ^ハ ル ^ヲ (諸)「給 ^ハ ル ^ヲ (山)」 | 不有 ^シ (甲実国野実一)「不有 ^ル (北)」 | 通 ^テ (北実国野実一)「道 ^ヲ (甲山)」 | 放 ^テ (諸)「甲は変、ラに近し」 | 阿羅邏仙—阿羅邏仙(甲山)「阿羅邏仙(還は異体、北実国野実一)」「次行も同趣」 | 不成 ^セ —不成 ^ル (諸)「実国野はセに七敷と朱傍」 | 御弟子 ^ト (甲山実一)「御弟 ^ト (北実国野)」 | 其 ^ノ 時 ^ニ (諸)「其 ^ノ 時 ^ニ (山)」 | 奉 ^シ 諍 ^シ 仏語 ^ヲ (北実国野実一)「北の語は変」 | 大 ^ニ (諸)「山は丈に近し」 | 吉 ^ク (北実国野実一)「告 ^ク (甲山)」 | 蓮花比丘 ^一 「又華色 ^ト モ云 ^フ 」 | 小字三行に朱補(北実一の又は又ハ)」 | 見 ^ミ (北実国野)「見 ^ミ (甲山実一)」 | 何 ^ヲ 許 ^カ (諸)「何 ^ヲ 許 ^カ (山)」 | 殺害 ^シ 奉 ^ト ラム ^ヲ (諸)「殺害 ^シ 奉 ^ト ラム ^ヲ (山)」 | 喜 ^ビ (諸)「甲山の喜は異体の変、喜と傍書、以下も同じ」 | 由 ^リ 無 ^シ 事 ^ナ 云 ^フ (諸)「由 ^リ 無 ^シ 事 ^ナ 云 ^フ (山)」 | 御 ^レ ス ^メ (諸)「御 ^レ ス ^メ (山)」 | |
| 有 ^ト レ(北野山)「有 ^ト レ(甲実国実一)」 | 思 ^ク (諸)「思 ^ク (山)」 | 天 ^コ リ(北実国野実一)「夫 ^コ リ(甲山)」 | 嫁 ^キ 会 ^ト セム ^ヲ (諸)「嫁 ^キ 会 ^ト セム ^ヲ (山)」 | 互 ^ニ 一 ^ニ 牙 ^ニ (諸) | 釘 ^ヲ (諸)「傍を弟に作る、下例、および15行の甲山の旁は第」 | 刺 ^セ ト ^セ 判 ^セ ト ^セ (諸)「判は異体」 | 随 ^テ 逐 ^シ シテ(諸)「実国野は逐を朱傍」 | 築 ^テ (甲山北実一)「下部の木を寸に作る、甲山は築敷と傍書」 | 此 ^ヲ 聞 ^テ 後 ^ニ (甲山北実一)「此 ^ヲ 聞 ^テ 後 ^ニ (実国野)」 | 彼 ^イ と ^レ 朱傍 | 云 ^フ 者 ^ノ 長 ^ノ 者 ^ノ 許 ^ニ 云 ^フ 者 ^ノ 許 ^ニ (諸) | 遣 ^ル (諸)「山はス、他はスイと傍書」 | 牽 ^リ (甲山)「上部を央に作る、甲は牽と朱訂」 | 趣 ^{給^テテ} (北実国野実一)「趣 ^{給^テテ} (甲山)」 | 会 ^{奉^ス} (北実国野実一)「会 ^{奉^ス} (甲山)」 | 不 ^{追^{付^ス}} 付 ^ス —不 ^{追^{付^ス}} 付 ^ス (諸)「山以外は追イと朱傍」 | 伝 ^ハ ト ^ヤ ト ^ヤ (諸)「伝 ^ハ ト ^ヤ ト ^ヤ (山)」 | 墮 ^ハ ス ^レ (諸)「甲山はスに近し、山はスと朱訂」 | 寡 ^ニ (諸)「下部を木に作る、北実国野は寡と朱傍」 | 離 ^{別^セ} 別 ^メ セ(諸)「離 ^{別^セ} 別 ^メ セ(山)」 | 入 ^シ 給 ^フ ニ(諸)「北実国野実一は」 | 競 ^ヒ 来 ^テ テ(諸)「競 ^ヒ 来 ^テ テ(山)」 | 賦 ^シ ム(諸)「甲山はラに近し」 | ヲ ^ホ 、レ ^テ (実国野)「ヲ ^ホ 、レ ^テ (甲山)」 |
| 「甲はメと朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | 「甲は天と朱訂」 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|-------------------------|---|---|------------------------------|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|-----------|
| 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | |
| 92-11 | -11 | -8 | 91-6 | -12 | -11 | -4 | -4 | -2 | 90-2 | -16 | -13 | -9 | -8 | -5 | -3 | 89-1 | -13 | -12 | -10 | -9 | 88-8 | -15 | -13 | -11 | -6 | |
| 至 ^ル 〔北実国野実一〕—至 ^ハ 〔甲山〕〔甲はルと朱訂〕 | 説 ^テ 〔諸〕〔甲山は異体の変、旁を无に作る〕 | 怖 ^ル 事—怖 ^ル 事〔諸〕〔甲実国野は、を朱補〕 | 何 ^ハ 〔諸〕—何 ^ハ 〔山〕 | 宣 ^ハ 〔北実国野実一〕—宣 ^ハ 〔甲山〕〔甲はクと朱訂〕 | 可 ^シ 生 ^シ 〔北実国野実一〕—可 ^シ 坐 ^シ 〔甲山〕〔甲は生と朱訂〕 | 有 ^シ 〔諸〕—有 ^シ 〔山〕 | 拳 ^ケ 〔甲山〕〔甲はケの左にテを朱補〕—拳 ^ケ 〔北実国野実一〕 | 行 ^ク 程 ^ニ 〔北実国野実一〕—行 ^ク 程 ^ニ 〔甲山〕 | 行 ^ム 思 ^フ 〔諸〕—行 ^ム 思 ^フ 〔山〕 | 急 ^キ 掃 ^ク 〔北実国野実一〕—急 ^キ 掃 ^ク 〔甲山〕〔甲はニを朱補〕 | 如此 ^シ 〔北実国野実一〕—如此 ^シ 〔甲山〕〔甲はテを朱補〕 | 今 ^ハ 〔諸〕—今〔山〕 | 仏 ^ハ 〔北実国野実一〕—仏 ^ハ 〔甲山〕〔甲はノと朱訂〕 | 自 ^ラ 〔諸〕—自 ^ラ 〔山〕 | 尼拘類蘭—尼拘類国〔諸〕〔北以外の拘は牛偏〕 | 五天竺〔野〕—五天竺〔諸〕 | 此ノ事 ^ヲ 〔甲北実一〕〔甲は加筆か〕—此ノ事 ^ヲ 〔山実国野〕〔実国野はヲ歟と朱傍〕 | 彼 ^ノ 〔北実国野実一〕—波 ^ノ 〔甲山〕 | 物 ^ヲ 〔北実国野実一〕—物□〔甲山〕〔甲はヲを朱補〕 | 苦 ^シ 〔実国野実一〕—苦 ^シ 〔北〕—苦□〔甲山〕〔甲はヒを朱補〕 | 遇 ^メ 〔北実国野実一〕—遇 ^メ 〔甲山〕〔下例、飽 ^ズ も同趣〕 | 王宮 ^ニ 〔北実国野実一〕—王字 ^ニ 〔甲山〕〔甲は宮と朱訂〕 | 見 ^ル カ ^ニ 如 ^ク 〔北実国野実一〕—見 ^ル □如 ^ク 〔甲山〕〔甲はカを朱補〕 | 成 ^レ —成 ^レ 〔山〕 | 答 ^ル 〔北実国野実一〕〔北実一は異体〕—吞 ^ル 〔甲山〕 | 〔「レイと朱傍」〕 |
| | 56 | | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | | 48 | 47 | | 46 | 45 | | 44 | | 43 | 42 | 41 | | 39 | 38 | | 37 |
| | -11 | | -5 | -4 | 98-3 | -13 | -10 | -8 | -3 | | 97-1 | -14 | | -9 | -7 | | -4 | | -11 | -9 | 94-7 | | 93-2 | -16 | | -15 |
| 苦 ^シ 辺際〔北実国野実一〕—若 ^シ 辺際〔甲山〕〔甲は苦と朱訂、03-12も同趣〕 | の例は野は正し | 畫 ^テ 〔諸〕〔甲山北野実一の畫は変、下部を皿に作る、次の | 可 ^キ 為 ^キ 〔諸〕—可 ^キ 為 ^キ 〔山〕 | 一領 ^ヲ 送 ^レ 〔諸〕—一領 ^ヲ 送 ^レ 〔山〕 | 一 ^ニ 〔諸〕—一 ^ニ 〔山〕 | 前 ^ノ 如 ^ク 〔諸〕—前 ^ノ 如 ^ク 〔山〕 | 彼 ^ノ 國 ^ニ 〔北実国野実一〕—彼國 ^ニ 〔甲山野〕〔甲はノ朱補〕 | 我 ^ノ 國 ^ニ 〔諸〕〔甲のトは変〕—我 ^ノ 國 ^ニ 〔山〕 | 訂、03-11・04-13も同趣 | 又〔北実国野実一〕〔北の又は変〕—人〔甲山〕〔甲は又と朱 | 此 ^ノ 二城〔諸〕—此 ^ノ 二城〔山〕 | 傍 | 不可思議也 ^{ムト} 〔実一〕—不可思議也 ^{ムト} 〔諸〕〔甲はナ歟と朱 | 不 ^シ 墮 ^シ 〔北実国野実一〕—不 ^シ 隨 ^シ 〔甲山〕〔甲は墮と朱訂〕 | 觀史多天〔甲山実国野〕〔史は異体、中十又〕—觀史多天〔北 | 命終 ^シ 〔諸〕〔北のシは変、甲のヌはメに近し〕—命終 ^シ 〔山〕 | 勸 ^メ 〔野〕—勸 ^メ 〔諸〕〔北実国は勸と朱傍〕 | 許 ^サ 〔北実国野実一〕—許 ^セ 〔甲山〕〔甲はサと朱訂〕 | 又跋提 ^ヲ 〔野〕—又跋提 ^ト 云 ^フ 其ノ母又跋提 ^ヲ 〔諸〕〔甲実国実 | 又跋提 ^ヲ 〔野〕—又跋提 ^ト 云 ^フ 其ノ母又跋提 ^ヲ 〔諸〕〔甲実国実 | 心有 ^リ —心 ^ヲ 有 ^リ 〔諸〕〔北のヲは変、朱訂、甲はヲ抹消〕 | 恩多 ^シ —恩有 ^リ 今我 ^レ 仏 ^ト 成 ^テ ハ又我 ^レ 彼 ^ニ 恩多 ^シ 〔諸〕〔北は成 ^ラ ハ | 恩多 ^シ —恩有 ^リ 今我 ^レ 仏 ^ト 成 ^テ ハ又我 ^レ 彼 ^ニ 恩多 ^シ 〔諸〕〔北は成 ^ラ ハ | 絶 ^キ カ〔北実野〕〔北の絶は変、朱訂〕—絶 ^キ カ〔甲山国実一〕 | 〔「甲はヌと朱訂」〕 | |

57 99-1 何ッ、〔北実国野〕「実ハヲに重書せる如シ」……何ヲ〔甲山実一〕
 〔甲はソと朱訂〕
 58 1 者ヲ〔北実国野実一〕……者ノ〔甲山〕〔甲はヲと朱訂〕
 59 1-2 量ヲ〔実国野実一〕……量ニ〔甲山北〕〔甲はフと朱訂〕
 60 5 思トモ〔北実国〕……思トモ〔甲実一〕〔甲はフと朱訂〕——思トモ□
 〔山〕——思トモ〔野〕
 61 8 文ヲ……父ヲ〔諸〕〔実野は文歟と朱傍〕
 62 9 天曉ニ〔諸〕〔甲山の曉は變、旁の上部を徳の旁の上部の如く作る〕
 63 1-14 影勝王ニ云ッ〔諸〕——影勝王云ッ〔山〕
 100-2 有ッハ〔実国野〕——有ッハ〔甲山北実一〕〔甲実一は重書して訂〕
 65 7 自思ッ〔実国野〕——自思ッ〔甲山〕〔甲は自と朱訂〕——自思ッ〔北実一〕
 66 7 頂髻太子〔諸〕〔甲山は上部の長を馬に作る〕
 67 7 求メム〔諸〕——求メム〔山〕
 68 1-3 歩ニ不堪ス〔北実国野実一〕——歩ニ不堪ス〔甲山〕〔甲はミと朱訂〕
 69 1-13 乍歎ラ〔甲〕〔テに近シ〕——乍歎テ〔諸〕〔北のテはヲに近シキと朱訂、実国野はキ歟と朱傍〕
 70 1-14 告ッ〔北実国野実一〕——告ッ〔甲山〕〔甲はクと朱訂〕
 71 01-1 詣テ、〔甲実国野実一〕——詣テ〔北山〕
 72 4 自然ヲ〔諸〕——自然テ〔山〕
 73 02-11 主ヲ〔野実一〕——至ヲ〔北実〕〔北のユは變〕——至ニ〔甲山〕——至ニ〔國〕〔北実国は主と朱傍〕
 74 03-9 墮テ〔北野実一〕〔北野は異体〕——隨テ〔甲山実国〕〔甲は墮と朱訂〕
 75 9 代トルヤ〔諸〕——代ルヤ〔山〕
 76 1-13 国土ニ〔北野実一〕——國王ニ〔甲山実国〕
 77 1-13 語傳ルトヤ〔諸〕〔甲山は旁を得の旁に作る〕

78 04-5 手足〔北実国野実一〕——平足〔甲山〕〔手と傍書〕
 79 1-14 十丈〔北実国野実一〕——十文〔甲山〕〔甲は丈と朱訂、次行も同じ〕
 80 05-5 自カ〔北実国野実一〕——目カ〔甲山〕〔甲は自と朱訂〕
 81 1-12 骸骨〔諸〕〔骸は異体、甲山は旁を家に作り、甲は朱訂、実国の偏の下部は日〕
 82 07-1 門ヲ〔諸〕——門〔山〕
 83 08-15 負ヌ〔北実国野実一〕——負ヌ〔甲山〕
 84 09-1 依ッ〔毎度〕〔野〕——依ッ〔毎度〕〔諸〕
 85 4 運テ取ッ〔諸〕——運テ取ッ〔山〕
 86 5 集ヌ〔諸〕〔甲北は變、甲はヌと朱訂〕——集ヌ〔山〕
 87 7 破ッ〔北実国野実一〕——敬ッ〔甲山〕〔甲は破と朱訂〕
 88 8 將入ヌ〔諸〕——將入メ〔山〕
 89 1-12 敢テ〔諸〕〔山は變、左下部を貝に作る〕
 90 1-13 返シ遣ル〔諸〕——返シ遣ル〔山〕
 91 10-2 二手ヲ〔諸〕〔甲山は變、第一画を年の一、二画の如く作る〕
 92 7 螺ヲ〔諸〕〔甲山北は變、甲山は旁の糸を久十小に作る〕
 93 11-1 多ノ蟻〔諸〕——多蟻〔山〕
 94 3 其ノ時ヲ〔諸〕——其ノ時〔山〕
 95 4 責ヲ追也トケリ〔諸〕——責ヲ追也トケリ〔山〕
 96 1-12 歎ヤテ〔諸〕——歎ニテ〔山〕
 97 1-12 過シ程ヲ〔野実一〕——過シ程ヲ〔甲山北実国〕〔北はス、実国はスイと朱傍〕
 98 1-12 近隣ノ——近隣ノ〔諸〕
 99 12-15 草樹前後ヲ〔北実国野実一〕——草樹前後ヲ〔甲山〕
 100 13-1 隣國ノ〔野〕——隣國ノ〔甲北実国野山〕〔山の隣は人偏〕
 1 15 繼ッ〔諸〕——繼ッ〔山〕
 2 14-1 不御ヌ〔甲北実国野〕——不御ヌ〔山実一〕
 3 6 中ノ麻ノ——中麻ノ〔諸〕〔甲は中の右下にノ歟と朱傍〕

| | | |
|-----|-------|--|
| 04 | -13 | 善々(諸)——善々□(山) |
| 05 | -14 | 帖 ^テ ——帖 ^テ 怙 ^テ (諸)「甲は帖歟と朱傍」 |
| 06 | 15-15 | 懸 ^テ (諸)「貝×糸に作る」 |
| 07 | 16-12 | 門 ^ニ 立給 ^リ ——仏 ^ニ 立立給 ^ヘ (諸)「北実国野実一は本ノママと傍書」 |
| 08 | -16 | 成 ^ス (北実国野実一)——成 ^ス (甲山) |
| 09 | 17-1 | 返 ^{ラム} 時 ^ニ (諸)——返 ^{テム} 時 ^ニ (山) |
| 10 | -3 | 依 ^テ 也(北実国野実一)——衣 ^ラ 也(甲山) |
| 11 | -5 | 乳 ^ヲ (北実国野実一)——乳 ^ヲ (甲山) |
| 12 | -6 | 受給 ^フ (北実国野実一)——受給 ^フ (甲山) |
| 13 | -13 | 給 ^{マハム} (甲実実一)——給 ^{コハム} (北)——給 ^{ニハム} (国)——給 ^{アハム} (山) |
| 14 | 18-1 | ——給 ^イ (野) |
| 15 | 20-2 | 可云 ^シ (北実国野実一)——可云 ^ヒ (甲山)「甲はシと朱訂」 |
| 16 | -8 | 土 ^ノ 器(北実国野実一)——王 ^ノ 器(甲山)「甲は土と朱訂」 |
| 17 | -11 | 物 ^{モテ} (甲北)「甲はトと朱訂」——物 ^{モテ} (山)——物 ^{モテ} (実国野実一) |
| 218 | -14 | 濟 ^ヒ 給 ^ト 申 ^ス (諸)——濟 ^ヒ 給 ^ト 申 ^ス (山) |
| | -14 | 至 ^{シテ} (北実一)——主 ^{シテ} (甲山実国)「甲実国は至と朱傍」——主 ^{シテ} (野) |

巻四で見たと同様に、この巻でも、全²¹⁸項の半数に近い次の101項が山田本と東大本甲との同一本文現象を呈する個所であります。そして、その大部分は、甲本とのみ一致して他の諸本と大きく対立するものであります（前回と同じく、圈点を付して示します。）

ことに、甲本において、狭小な字間に上下の漢字の一面と融合せんばかりに書記された仮名、および、甲本の字がかすれて墨つきの薄いもの等には、脱字現象が現れやすいようであります。

次に示すように、極めて相似た字形の間で起きております。脱字の場合と同様に、臨写ではそれほど起こり得ない、透写本特有の現象のように思われます。

| | | | |
|-----|------------|-----|---------------------------------------|
| ヲーノ | 36 | ナート | 84 |
| フーノ | (115) | デーラ | 70
81
122
172
209
(94) |
| ソーノ | 67 | テーケ | (91) |
| ノーメ | 151
195 | クーケ | 201
(105) |
| トーノ | 149 | スーヌ | 57
201
(11
110) |
| キート | 89 | メース | 85
186
188
(108) |
| シン | 105 | キーニ | 196 |
| シーレ | 68
190 | ムーハ | 130 |
| ヒーニ | 107
185 | エーニ | 42 |

ほかに、152項のごときは、甲本においてニハが接近し、かつ、ハの左が墨つき濃く右が短小であるため、「テ」と写したもの、153項のごときは下字の「送」の上部をハと誤写したもののようであります。189・200は字体誤認の例、特に、200の「隣」における甲本の偏は引っかけが小さくこれが、山田本で人偏になる契機となったものと思われれます。

以上が、山田本独自の誤脱のすべてであります。いずれをとってみても、この本が甲本と非常に密接な関係にあること、そして、直接の透き写しか、よし一步をゆずっても、透写本を経由した本であることは、もはや動かないところであります。

諸本の系統について言えば、実践一本が、22 32 94 95 164の諸項において甲・山・北の三本に与して実・国・野の三本と対立し、55 78 98 110 111 119 165 218の諸項においては北本とのみの一致を見えています。実一本と北本との親近関係は、巻四で見た以上に顕著であります。1 15 17 19 38 146等に見られる合理

性乃至流布本的傾斜と共に、この本の性格を物語るものでありましょう。なお、古典大系本においては、1 15 23 46 61 80 93 97 129の諸項の関する個所において、第一刷の本文に改訂が加えられております。さらに徹底するとならば、次の諸項の関する個所には、なお、検討が加えられるべきものかと思ひます。

5 8 11 13 17 39 53 134 184 198 200 203

五

卷六校異

- 1 5-15 生極楽(甲山北)「甲山は変、第一画を欠く形、以下も間々あり、一は掲げず」——主極楽(実国野)
- 2 3-9 閻魔王宮(諸)「山の王は変、前条の字形」
- 3 4-1 得活語——得活(諸)「甲山は語を傍書補入」
- 4 第卅一(実国野)——第卅一(甲山北)「甲山は卅と朱傍、第卅四まで以下同趣」
- 5 4-6 張謝敷依藥師經力除病語第四十六(実国野)「甲山北は行間に朱補」
- 6 5-9 得給(リ)「甲山のりは変、リと朱傍、キは古体」——得給(ヘリ)「実国野」
- 7 1-11 給(トヒニキ)——給(トニキ)「山はヒと朱訂」
- 8 5-14 成(スト)「甲北国野」——成(スト)「実山」「ヌと朱訂」
- 9 6-6 逝去(ス)「諸」「甲のケは変」——逝去(ス)「山」
- 10 7-7 時(ニ)「特ニ」(甲山北)——特ニ「実国野」「北は時と朱傍」
- 11 8-8 怪(テ)「諸」——怪(ニ)「山」「テと朱訂」
- 12 1-12 色(アル)「北」——色(マル)「甲山」「マは古体」——色(アル)「実国野」
- 13 5-15 渡(ケル)——渡(ケル)「諸」
- 14 云(ク)「諸」「甲のクは変」——云(ク)「山」「クと朱訂」

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|---|--|---|---|--|---|---|--|--------------|--|------|-----|-----|----|----|----|----|
| 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 26 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 |
| -9 | -12 | -7 | 57-6 | -13 | -10 | -9 | -8 | -6 | -5 | 56-1 | -12 | -12 | -8 | -6 | -5 | -5 | 55-2 | -16 | -11 | -9 | -9 | -8 | -7 |
| 来 ^テ 、見 ^テ 来 ^{レル} 是 ^レ 見 ^テ (諸)「甲山は是に見せ消ち」 | 即 ^チ (北実国野)——即 ^チ (甲山)「山はチと朱訂」 | 者无 ^シ 終 ^リ 者无 ^シ 給 ^フ 終 ^リ (諸)「甲山は給に見せ消ち、実は朱 | 勤 ^メ 行 ^ツ (北実国野)——勤 ^メ 行 ^ツ (甲山) | 渾 ^ニ (北)「旁の戸を广に作る」——渡 ^ツ (諸)「甲山は行体」 | 聖教 ^セ (北実国野)——聖教 ^ニ (甲)——聖教 [□] (山) | 昇 [□] (甲山)——昇 ^ル (北実国野) | 摩騰法師 ^ヲ 、方 ^ヲ (北実国野)——摩騰法師 ^ヲ 、方 ^ヲ (甲山)「ノ賊と朱傍」 | 術 ^ヲ (諸)——術 ^ノ (山)「ヲと朱訂」 | 入 ^レ 、奉 ^{レリ} (北実国野)——入 ^シ 奉 ^{レリ} (甲山)「レと朱訂」 | 勘 ^メ 、出 ^{シテ} (実国野)——勘 ^メ 、出 ^{シテ} (甲山)「ハに朱圈点」——勘 ^出 シ ^テ (北) | 此 ^ノ 度 ^ヒ (諸)——此 ^ノ 度 ^レ (山)「ヒと朱訂」 | 等 ^キ 立 ^テ 、一營 ^キ 立 ^テ (諸)「甲山は等賊と朱傍」 | 来 ^{レル} (諸)「甲山は凡の異体の如く作り、山はレルと朱訂」 | 力 ^ヲ 競 ^テ ——力 ^ヲ 競 ^テ ウ ^シ (諸)「甲山はヲ賊と朱傍」 | 行も同じ、北は弃と朱訂」 | 被 ^レ 弃 ^ス ——被 ^レ 奇 ^ク ——被 ^レ | | | | | | | |

| | | | | | |
|----|-------|---|----|-------|---|
| 61 | -7 | 玉有リ—玉有リ驚テ其所ニ行テ見給ニテ (諸) 「其以下見せ消ち、北は「イニモ无シ无クテハ不叶」と朱注」——玉有リ驚テ (野) 不被碎、スト (諸) 「野以外は動用字、十が石×九を受ける形、甲実山の九は凡に近し」 | 81 | -8 | 免テ—兎テ (諸) 「兎は異体」 |
| 62 | -9 | 誓ヒ置キ給ヘリ (諸) 「野以外のキは古体、甲山はりもキの古体の如く作る」 | 82 | -9 | 得給ヘル所、経也 (諸) 「山は変、朱訂」——得給ヘル経也 (甲) 奇特ヲナル (甲北野) 「甲北は変」——奇特ヲナル (実国山) 「特と朱傍」 |
| 63 | -11 | 難堪ク峻道ヲ—難堪ク道峻道ヲ (諸) 「甲山は上の道に見せ消ち」 | 83 | -11 | 事ノ (諸) 「甲山は異体の変、朱訂」 |
| 64 | -15 | 大ニキ (諸) 「甲北山のキはヲに近し、甲山はキ歟と朱傍」 | 84 | -13 | 至ルマ (野) —至ルニ (諸) 「甲山はマと朱訂」 |
| 65 | -15 | 礼拜 (北実国野) —礼拜 (甲山) 「礼と朱訂」 | 85 | -15 | 有ム時—有リケ時 (甲) 「左のりを抹消してその下にントと訂」 |
| 66 | 62-11 | 腰ヲ曲メ (甲実国) 「甲のメは変」——腰ヲ曲メ (山) —腰ッ曲メ (北) —腰ヲ曲ク (野) 「以上、腰は異体の変、西十月に作る」 | 86 | 66-1 | 一有リケ時 (山) 「ソの位置をリの左に訂」——有リケ時 (北野) —有リケ時 (実国) |
| 67 | 63-2 | 難堪ク峻道ヲ—難堪ク道峻道ヲ (諸) 「甲山は上の道に見せ消ち」 | 87 | -3 | 首ヨリ 踏ニ (北) 「字間をあけて調整せるものの如し」——首ヨリ 踏ニ 踏ニ (甲) 「始めの踏見せ消ち」——首ヨリ 踏ニ 踏ニ (山) 「始めの踏および次の空格に抹消符」——首ヨリ 踏ヨリニ (実国野) |
| 68 | -5 | 至メ (野) —至メ (諸) 「北以外はヌと朱傍」 | 88 | -4 | 涙ヲ (北野) 「北は異体の変、旁の戸は广」——渡ヲ (甲山実国) |
| 69 | -11 | 有、ラハ (実国野) —有、ラハ (甲北山) 「甲は重書して、山は朱傍して、ラと訂」 | 89 | -6 | 他ッ (甲山) —他ッ (北実野野) |
| 70 | -15 | 勸メ給ヘリ (諸) 「甲は変」——勸メ給ヘリ (山) | 90 | -10 | 成、持行テ (甲) 「リは第一画の痕跡のみ」——成□持行テ (諸) |
| 71 | 64-1 | 雖然キ (甲北山野) 「甲北山は左部の虫を不に作る」——羅然モ (実国) | 91 | -16 | 失給メ (甲北) 「異体の変」——共給メ (山) 「失と朱訂」——告給メ (野) —告給メ (実国) |
| 72 | -5 | 娶ク (諸) —娶テ (山) 「クと朱訂」 | 92 | 67-1 | 然、レハ (北実国野) —然、レハ (甲山) 「レと朱訂」 |
| 73 | -6 | 不失、スシ (北山) 「失は異体」——不告、スシ (甲実国野) 「甲は失と訂」 | 93 | -11 | 廣ク (諸) 「野以外は病垂に作る」 |
| 74 | -9 | 不懷任、ルヲケ (甲山北野) 「甲山はワに近し」——不懷任、ルヲケ (実国) | 94 | -16 | 止事无キ (北野) 「北は変」——止事无キ (甲山実国) 「甲山はキと訂」 |
| 75 | -9 | 懷任、ルヲケ (甲山北) 「ニは変、北山は朱訂」——懷任、ルヲケ (実国野) | 95 | 68-10 | 聞テ (諸) 「甲は変、テ歟と朱傍」——聞テ (山) 「テ歟と朱傍」 |
| 76 | -14 | 事、 (諸) —事□ (山) | 96 | -13 | 奔異也、ト (諸) 「甲山は奇と朱訂」 |
| 77 | 65-3 | 法師、ト (諸) 「甲山北のトは変、甲山は朱訂」 | 97 | -16 | 群賊等、ヲ (諸) —群賊等ノ (山) 「ヲと朱訂」 |
| 78 | -5 | 見給ヘハ (北実国野) —見給ヘハ (甲山) 「ハハ歟と朱傍」 | 98 | 69-2 | 被囹遯、給ヘハ (被囹遯シ給ヘハ) (諸) 「甲山はレ歟と朱傍」 |
| 79 | -6 | 怖気ナル者共、—怖気ナル共ノ (諸) 「山は共に挿入符」 | 99 | 70-1 | 信度河、ト (北実国野) —一度河、ト (甲山) 「信を傍書補入」 |
| 80 | -7 | 音、 (甲山) 「ソは変、ヲ歟と朱傍」——音 (北) —音ヲ (実国) | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|------------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|---|--|-------------------|---------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------|---|---------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|--|
| 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 09 | 08 | 07 | 06 | 05 | 04 | 03 | 02 | 01 | 100 | | |
| 76-5 | -16 | -15 | -13 | -7 | 75-6 | -16 | -14 | -10 | -6 | -6 | 74-4 | -12 | -7 | 73-3 | -14 | -11 | -6 | -6 | -3 | 72-3 | 71-6 | | |
| 此レヲ以テ(諸)——此レヲ以□(山) | 失セ給ヒス(野)「失は異体」——告セ給ヒス(諸)「甲山のヌはスに近し、山は訂」 | 訪カヘ、為ニ一訪カヘ、為ニ(諸)「77-15抜トカ、為ニ、91-11受ケムも同趣」 | 安道(諸)「首を旨の異体の如く作る、実国野は道イと朱傍」 | 將至ニル(北実国野)——將至ニル(甲山)「タ敷と朱傍」 | 身ヲ(北実国野)——身ヲ(甲山)「山はヲと訂」——年来ヲ(実国) | 年来ヲ(北野)——年来ヲ(甲山)「山はヲと訂」——年来ヲ(実国) | 得活語——侍活語(諸)「甲山は得と訂」 | 遂ケム(甲北)——遂ケム(山)「ケと訂」——遂ケム(実国野) | 何ソ(北実国野)——何ソ(甲山)「山はソ敷と朱傍」 | 云フト——云フト此ノ土ニ可流布シト仏陀波利此ノ言ヲ(諸)「野はフをへに作り、山は下のノを欠く。甲山は上の此以下を見せ消ち、北は可の上に不カと補入傍書」 | 輩モ亦(実国野北)「北は虫損跡を記して輩モと傍書」——輩モ亦(甲)「輩は変」——軍モ亦(山) | 山は縁でトの移動を示す」 | 始ナルト——始ナルト(諸)「甲はトに圈点、ルの下にト敷と朱傍、 | 謹ミ啓テ——謹ミ啓テ(諸)「実国野はミと朱傍」 | 人有リ(諸)——人有リ(山) | 甲ヲ(北実国野)——甲ヲ(甲)「ヲと訂」——申ヲ(山)「甲ヲと訂」 | 願ハクハ、願ハクハ(諸) | 責ム(甲)「責は変」——責ム(山)「責と朱訂」——貴(北)「責と訂」——責(実国野)「次行は北が責に作るほか同趣」 | 西蕃ノ(野)——而蕃ノ(諸)「北実国は西と朱傍」 | 震旦、渡テ(諸)「旦の右下に山はニ敷、実国はニを朱傍」 | 震旦、(諸)「甲のニシは変、朱訂」——震旦□(山)「ニをニシと朱訂」 | 大法ノ、(甲山)「ヲ敷と朱傍」——大法ヲ(北実国野) | |
| 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | | |
| -5 | 81-3 | -12 | -3 | 80-2 | -16 | -15 | -10 | -15 | -1 | -2 | -1 | 79-1 | -16 | -16 | -16 | -13 | -10 | 78-8 | 77-5 | -14 | -10 | | |
| 有ルツ(北実国野)——有ルツ(甲山)「リと訂」 | 見ル、(甲山北)「甲山は変、山は朱訂」——見ル(実国野) | 造テ(北実国野)——造テ(甲山)「テと朱訂」 | 北は加筆して訂」 | 急難ヲ(北野・甲)「甲は異体の変」——急難ヲ(山)「急と訂」——急難ヲ(実国)「急と朱傍」 | 落ル、(北実国野)——落ル、(甲山)「チ敷と朱傍」 | 令見ルニ(野)——合見ルニ(諸)「甲山は令敷と朱傍、北実国は朱訂」 | 呼テ——呼テ(諸)「甲山は呼敷と朱傍、北は加筆して呼とす」 | 許テ(諸)「甲山は計敷と朱傍」 | 信シテ(諸)「甲山は変、旁を會の如く作る、信敷と傍書」 | 傍書、山はサリ敷と右傍書」——不消キ(実国野) | 不消キ(甲山北)「キは変、北は抹消して訂、甲山はキを左 | 令消ニル、(諸)——令消ニル(山) | 遣ヲ——進遣テ(諸)「甲北山は進に見せ消ち」 | 畫スルニ(諸)「実国野山は変、下部を皿に作る、山は朱訂」 | 依テ(甲山)——依テ(北実国野) | 婢使、(北実国野)——婢使、(甲山)「使を傍書補入」 | 將返ヌ、將返ヌ(諸)「甲山はヌに近し、実国野はヌ敷と朱傍」 | 頭ヲ(諸)「甲のヲは変、朱訂、甲山はノ敷、他はノと朱傍」 | 袈裟ヲ(甲山)「ノ敷と朱傍」——袈裟ヲ(北実国野) | 死ス(甲野)「スに近し」——死ス(北実国山) | ・テを朱補」 | 王向、(諸)「山は王の右下にニ敷と朱傍」——王向(北)「ニ | 云フニ——云フ(甲北野山)「北はフの下にニ朱補」——云フ(実国)「フと朱訂」 |

| | | | | | |
|-----|-------|---|----|----|---|
| 90 | 7 | 留 ^ア 〔諸〕〔甲はスに近し〕—留 ^ス 〔山〕 | 12 | 11 | 花藏妙土 ^ト 称 ^ス —花藏妙土ト唱称 ^ス 〔諸〕〔甲山は唱に見せ消ち〕 |
| 91 | 5-6 | 即 ^チ 〔北実国野〕—即 ^テ 〔甲山〕〔山はチと朱傍〕 | 13 | 12 | 成 ^ス 〔甲北野〕〔甲のヌはスに近し〕—成 ^ス 〔山実国〕〔実国 |
| 92 | 8 | 加護 ^ノ 〔甲山〕〔甲はヲ歟、山はヲと朱傍〕—加護 ^ヲ 〔北実国 | 14 | 13 | はヌと朱傍〕 |
| 93 | 96-8 | 野〕 | 15 | 14 | 此 ^ノ 〔諸〕〔甲山はレ歟と朱傍〕 |
| 94 | 97-2 | 汴洲〔諸〕〔甲山北は変、旁を卯の草体の如く作る、次行も | 16 | 15 | 花嚴経語—花嚴経〔諸〕 |
| 95 | 9 | 同 ^ジ 〕 | 17 | 16 | 人也〔諸〕〔甲山は変、山は訂〕 |
| 96 | 11 | 大興善寺、〔諸〕—大興善寺□〔山〕 | 18 | 17 | 坐 ^シ 給 ^フ 〔山〕—坐 ^シ 終給 ^フ 〔諸〕〔終に見せ消ち〕 |
| 97 | 98-10 | 惡風 ^ニ 遇 ^ヌ —惡風 ^ニ 邊遇 ^ヌ 〔諸〕〔甲北山は邊見せ消ち〕 | 19 | 18 | 汝 ^ニ 〔北実国野〕—汝 ^チ 〔甲〕〔ニと朱訂〕—汝 ^チ 〔山〕〔ニ |
| 98 | 99-3 | 僧等〔野〕—傳等〔諸〕〔北は僧、甲山に僧歟と朱傍〕 | 20 | 19 | と朱訂〕 |
| 99 | 4 | 光明〔甲北野〕〔甲は変、朱傍〕—光明〔実国野山〕 | 21 | 20 | 召 ^ス 也 ^ト 〔諸〕〔甲は変〕—召 ^ス 也 ^ト 〔山〕〔甲山の也も変〕 |
| 200 | 8 | 諸ノ宝 ^ヲ 〔諸〕〔甲山はノ歟、北はノと朱傍〕 | 22 | 21 | 捨 ^テ ム ^ヤ 〔北野〕—捨 ^テ ム ^ヤ 〔甲山実国〕〔甲はテ歟、山実国はテ |
| 01 | 15 | 生 ^レ ス ^レ 〔北実国〕—生 ^レ ス ^ン 〔甲〕〔ヌはスに近し、ンにレと朱 | 23 | 22 | と朱傍〕 |
| 02 | 100-7 | 傍〕—生 ^レ ス ^シ 〔山〕〔シにレと朱傍〕—生 ^レ ス ^{タレ} 〔野〕 | 24 | 23 | 輕 ^メ 慢 ^テ 〔北野〕〔北はメの上にシ朱補〕—輕 ^メ 慢 ^テ 〔甲山実 |
| 03 | 14 | 写 ^シ 奉 ^ナ ム ^ナ 〔野〕—写 ^シ 奉 ^ナ ム ^ナ 〔諸〕〔甲はト歟、実国野山は | 25 | 24 | 国〕〔メと朱訂〕 |
| 04 | 01-6 | トと朱傍〕 | 26 | 25 | 大乗ノ門 ^ニ 〔諸〕—大乗ノ門□〔山〕 |
| 05 | 9 | 教 ^キ 〔諸〕〔甲山北は変、キと朱傍〕 | 27 | 26 | 无 ^ナ カリ ^ケ リ ^ト 〔野〕—无 ^ナ カリ ^ケ リ ^ト 〔諸〕〔山はト歟と朱傍〕 |
| 06 | 12 | 氣絶 ^ス 〔甲北実国〕〔甲はスに近し〕—氣絶 ^ス 〔山野〕 | 28 | 27 | 三日 ^ヲ 経 ^テ 活 ^テ —三日 ^ヲ 活 ^テ 〔諸〕〔甲山は経 ^テ 歟、北は経 ^テ と補 |
| 07 | 16 | 我 ^レ 〔諸〕—我 ^レ □〔山〕 | 29 | 28 | 入傍書〕 |
| 08 | 02-2 | 報 ^ト ム ^ム 〔野〕〔セを重書〕—報 ^ム 〔甲山実国〕〔実国はセと傍 | 30 | 29 | 合掌 ^シ テ〔野〕—合常 ^シ テ〔諸〕〔甲山は掌歟、実国は掌と朱 |
| 09 | 7 | 書〕—報 ^ム 〔北〕 | 31 | 30 | 傍〕 |
| 10 | 10 | 誦 ^ス 〔北実国野〕—誦 ^ス 〔甲山〕〔レと朱訂〕 | 32 | 31 | 間 ^ニ 〔諸〕—間 ^ニ 〔山〕〔間歟と朱傍〕 |
| 11 | 11 | 通 ^ル ハ、事得 ^ツ 〔甲野〕—通 ^ル 事 ^ヲ 得 ^ツ 〔山〕—通 ^ル 事 ^ヲ 得 ^ツ 〔北〕 | 33 | 32 | 命終 ^シ 〔甲山〕〔山のシは変、朱訂〕—命終〔北実国野〕 |
| | | 〔ツと朱傍〕—通 ^ル ハ、事得 ^ハ 〔実国〕〔ツと朱傍〕 | 34 | 33 | 姓名 ^ヲ 〔諸〕〔甲は変〕—姓名 ^ノ 〔山〕〔ヲと朱訂〕 |
| | | 猶 ^シ 〔諸〕〔甲山は衍歟と朱傍して抹消、実国野は朱圈点〕 | | | 亡 ^{セル} —亡 ^{サル} 〔諸〕 |
| | | 沙弥也 ^ト 云 ^キ —沙弥也 ^ト 云 ^キ 〔諸〕〔実国野の下云は、 | | | 照 ^ス 〔諸〕〔甲のヌはスに近し〕—照 ^ス 〔山〕 |
| | | 甲は見せ消ち、山は衍歟と朱傍〕 | | | 生 ^レ ス〔諸〕—生 ^レ ス〔甲〕 |
| | | 墮 ^ス 〔野〕—墮 ^ス 〔諸〕〔甲は加筆してヌと訂〕 | | | 貪 ^カ 〔野〕—貪 ^カ 〔諸〕〔北は貪と朱傍〕 |
| | | 地獄 ^見 テ〔諸〕〔北はヲ、山はヲ歟と朱傍〕 | | | 而 ^ル ニ—而 ^ル 〔諸〕〔実国野山はニと朱補〕 |
| | | | | | 金粟 ^ノ 、仏土—金粟 ^ノ 、仏土〔諸〕〔一も同趣〕 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|--|--------------------------------------|--|--|------------------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|---|---|---------------------|--|---|--|---|
| 59 | 58 | 57 | 56 | 55 | 54 | 53 | 52 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 |
| 14-3 | -12 | -10 | -6 | 13-3 | -7 | 12-4 | -10 | 11-3 | -14 | -13 | -10 | 10-3 | -15 | -11 | -6 | -5 | 09-5 | -15 | -15 | -2 | -1 | -1 | 08-1 | -14 |
| 鄭縣 ^ニ （野）——裴洲縣 ^ニ （諸）「甲山は洲に見せ消ち」 | 生 ^{ヒタ} （諸）「実国シと朱傍」——生 ^{シタ} （山）「ヒと朱傍」 | 教 ^ハ 給 ^フ 見 ^テ ——教 ^ハ 給 ^フ 見 ^テ （諸）「山はト補入」 | 經 ^ツ 持 ^ツ （諸）「山は変、テに近し」 | 夢覺 ^ス （甲野）——夢覺 ^ス （北実国山） | 勝 ^ル ——勝 ^{リタ} （諸） | 隱 ^レ 居 ^テ （北実国野）——隱 ^シ 居 ^テ （甲山）「レと朱訂」 | 細 ^{ナル} （諸）——細 ^{ナル} （山） | 四十九口（諸）——四十九日（山） | 断 ^テ （諸）——断 ^テ （山）「甲山北実国の断は変、左部を頼の左部に作る」 | 金光明經 ^ヲ （諸）「甲のヲは変」——金光明經 ^ヲ （山）「ヲと訂」 | 功德 ^ニ 依 ^テ （実国野）——功德 ^ヲ 依 ^テ （甲山）——功德依 ^テ （北） | 活 ^ル 事 ^ヲ 可 ^ク 得 ^キ ——活 ^ル 事 ^ヲ 可 ^ク 得 ^キ （諸）「甲山はヲを朱補」 | 所 ^ノ （諸）——所 [□] （山） | 震旦 ^ニ （諸）——震旦 [□] （山） | 世 ^ニ （諸）——世 [□] （山） | 師 ^ノ 經 ^ヲ ——經 ^ヲ 師 ^ノ （諸）「北は顛倒符」 | 生 ^シ （北実野山）——生 ^{シス} （甲）「ヌは変」——生 ^{シス} （国） | 去 ^ス 然 ^レ 道珍 ^ニ ——去 ^ス 其 ^ノ 後道珍然 ^レ 道珍 ^ニ （諸）「甲山は其ノ後道珍に見せ消ち、山はヌをヌに作り朱訂」 | 不 ^レ 読 ^ス （諸）「甲のヌは変」——不 ^レ 読 ^ス （山） | 筆 ^{シテ} ヲと訂 | 此 ^ノ 經 ^ヲ 講 ^{スル} （諸）「甲はヲ歟、山実国はヲと朱傍、北は加筆してヲと訂」 | 講 ^{シキ} （諸）「甲のキは変」——講 ^{シテ} （山） | 御許 ^ニ （諸）——御許 [□] （山） | 河内 ^ノ 人也「甲は破損のため不分明」——河内 ^ノ 人也（諸） |

| | | | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|--|--------------------------------------|
| 267 | 66 | 65 | 64 | 63 | 62 | 61 | 60 |
| -11 | -10 | -8 | 17-6 | -12 | 16-2 | 15-12 | -13 |
| 答 ^テ 云 ^ク 「甲は破損のため不分明」——答 ^テ 云 ^ク （諸） | 也 ^キ （北）「甲は破損のため不分明」——也 ^ツ （実国野山） | 入 ^ス ——入 ^ニ （諸）「ネは子、野はヌカと傍書」 | 朱傍 ^ヲ ——急 ^キ 出 ^テ （野） | 此 ^レ （野）——此 ^ノ （諸）「甲山はレ歟と朱傍」 | 書 ^ヲ ——書 ^ヲ （甲）「シテ（合字）と朱訂」——書 ^ヲ （実国山） | 經 ^ノ 文 ^ニ ——經 ^ノ 文 ^ノ （諸）「甲はニ補入」 | 此等 ^ヲ （諸）「甲野はノ歟と朱傍、山はノと朱訂」 |

この巻六における東大本甲の字体は、雄勁な、行に近い楷書体である上に、かなり崩れているため、朱・墨の傍書をもって訂正した箇所が多数見られます。従って、これを承ける山田本は一層数多くの傍書を有することとなり、この点では、既述の巻四・巻一の場合とは、まったく様相を異にしております。また、おそらくは、前甲本乃至北・実本等の共通祖本においてすでに現甲本に見られるような字体であったからでしょうか、北・実・国・野の諸本においても、ほぼ同様な崩れが見られます。ために、大系本の校訂箇所等における諸本の本文状況を示すものが120項目にも及び全体では、巻四校異の倍以上の267項という多量に掲げることとなりました。掲出項目の選定基準には変動がないのですから、分量の増加に比例して本文の乱れも増していくこととなります。巻四128、巻一218、巻六267という、今回の調査による校異項目数は、それぞれの巻の本文状況を示す指数的数字と言ってもいいようであります。

さて、東大本甲との共通本文は次の85項を数えます。うち、圈点を付する57項が甲・山両本のみの一致本文であります。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1. | 4 | 5 | 6 | 10 | 12. | 15. | 16 | 20. | 21. | 25. | 28. | 29. | 31. | 32. | 33. | 34. | 35. | 38. | 40. | 41. | 42. | 45. | 46. | 50. | 55. | 57. | 63. | 64. | 65. | 69 |
| 71. | 74. | 75 | 77 | 78. | 80. | 84. | 88 | 89. | 92. | 94 | 99. | 100. | 06. | 12. | 15. | 16. | 17. | 20. | 22 | 25. | 28. | 29. | 33. | 34. | 38. | 41. | 42. | 43. | 50 | 51 |

52・57・58 62 71 80・83 84・88・91・92・93 94 02 05 06・16・20 21 27・48 50 53.

ちなみに、「両本のみ」以外の、両本と他本との一致状況を見ますと

(圈点を付さない諸項)、28 項目のうち、65 % に当る 18 項目が北本と一致して実・国・野三本と対立するもの、3 項目が北・野本とも一致して実・国兩本と対立するもの、ほかに野本とのみ対立する 1 項も加えて、22 項目、80 % が甲・山二本と北本との一致本文であります。あらためて言うまでもないことですが、東北大本と東大本甲(そしてこれを承ける山田本)との近縁関係を知ることができます。

巻一で見たとき、明らかに甲本の影響下に成ったと思われる山田本の独自本文は次の 30 項を数えます。

9 14 43 48 54 56 66 70 86 87 91 95 04 10 39 45 86 90 98 200 03 07 18 19 28 30 38 40 49

大むね、甲本の字体の崩れを忠実に伝え、ために一層の崩れを見せているものばかりであります。たとえば、207 項のごときは、甲本の「得」の字体がやや崩れ、傍の上部「日」の二・三画が多少遊離ぎみであるため、山田本は透写の際これを「ヲ」と誤認したものと思われまゝです。この部分に格助詞ヲを存するという点に関しては、北本と一致することとはなりませんが、おそらくこれは結果としての似寄りであつて、北本のは、同本一流の合理化路線によるものでありましよう。でなければ、北本独自の前後のカナの異文は理解に苦しむところであります。また、86 87 項のごときも甲本よりの直接透写の過程の如実な現れでありましよう。145 217 項等には甲本の傍書を経過したとき形跡もうかがえます。

山田本独自の脱字は次の 18 項目に見られます。前章、巻一の区分に従えば、すべて a 類、つまり、字間狭小の脱であります。

18 19 33 44 58 59 76 02 21 63 72 95 04 22 36 44 45 45

一往、山田本独自の誤字と解されるのは、次の 20 項目であります。

2 11 26 30 39 49 60 72 97 07 13 32 73 74 77 26 50 51 52 58

しかし、これとても、子細に検すれば、甲本との関係において何らかの契

機を認め得るものが大部分であります。たとえば、2 項のそれは、1 項における筆くせの影響でありましようし、30 60 97 のヲ↓ノをはじめ、

26 ヒ↓レ 49 フ↓ヲ 113 ケ↓チ、 174 ク↓フ
250 チ↓テ 258 ヒ↓シ

あるいは、
173 在↓有 226 聞↓聞 251 日↓口 352 細↓紬

などは、概して相似字形間における変移なのであります。

この巻にも、古本系の諸本に共通する衍文が何程か見られますが、このうち、61 111 212 241 の諸項は、明らかに、諸本の依拠した本乃至は共通祖本もまた、甲本以下の現存諸本と同行款であつたことを物語る摺入現象であります。すなわち 61 のは前行の同位置本文の、111 のは次行の同位置本文の摺入(そのため、現存本では次つぎに送つて位置をずらした模様、212 のは次行の同位置同語に引かれての衍、241 のも、次行同位置の「其ノ後」を「然レハ」の位置に摺入して「其ノ後道珍」とし、これに気づいて重ねて、「然レ道珍」を書き加えたための衍文でありましようが、これを理解し得ない流布本では摺入本文の方のみを伝えてしまったものでありましよう(大系本校異参照)。いづれにしても、以上の諸例は、もとなつた本にはこれら 入の部分がほぼ同位置に存したこと、および、その臨写本であつたことを証するものと言わなければなりません。

なお、この巻では 23 116 235 247 261 267 の諸項の関する個所が大系本文を批判するものかと思われまゝです。

また、格助詞ヲの関する次の諸項は、山田本によつて大系本の本文が一層の補強を受けるものと思われまゝです。

80 ヲ 89 ヲ 100 ノ 125 ヲ 126 ヲ 151 ノ 181 ノ 192 ノ 199 ヲ 260 ヲ

六

以上は、新出古本である山田本を中心として、鈴鹿本の存しない三巻について古本系諸本の調査・検討を加えたものであります。勿々の間にまと

めたものでありますから、遺漏も多いことでしょうし、未熟・未成な考察のままでありますが、今昔物語語集の古本系統についての一往の見渡しは出来たものと思います。いま、叙上の考究を集約して、古本系諸本の系統関係を图示してみますと左図のようになりますであらう。

すなわち、今回調査した古本系諸本の中では、東大本甲がもっとも古態を伝えるものなるべく、東北大本がこれに次ぐものと思われまふ。大系本校異にうかがい得る状態をも勘案して、北本を、かりに、前甲本からの分流と指定いたしました、あるいはその差は、単に書写態度の厳格さや筆者の学力差に相応するにとどまって、その関係はもっと近く、兄弟関係にあるものとすべきかも知れません。鈴鹿本とこれら古本との間は、数代を隔つものかとも思われますが、前稿で見たように、鈴鹿本破損の箇所を東大本甲以下は空格としてかなり忠実に伝えておりますので（巻六冒頭部にも大よそ鈴鹿本一丁分の間隔を置いて、現存本の行款とは無関係に、破損箇所の跡らしき空格が現れます）、書写されたのは鈴鹿本に現況に近い破損が加わった後と推定すべきでありましょうから、時代的隔りは大きくても、經由過程にはそれほど曲折ないものとも思われます。

甲・北本に次いで、実践女子大本に古本性が多く保存されております

が、同本と甲・北両本とでは、北本との係わりが一層緊密のようでありまふ。あるいは、前北本、すなわちYあたりからの分流というような想定も成り立たないではありません。

あとの諸本は、すべて、これら三本の分かれてあります。

(1) 野村本は実践本系を十一行に編成しなおしたもので、現存古本の中では異質であること

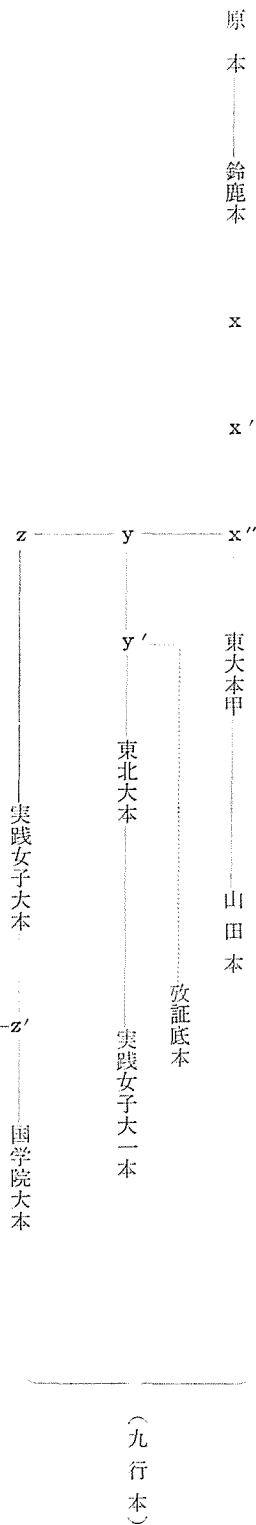
(2) 山田本は甲本系の

(3) 国学院本は実践本系の直属であること

(4) 実践一本が北本系であること

等については、叙上随所に証明したとおりであります。致証底本の東大図書館旧蔵本については、冒頭一葉のみでは資料的に限界があつて何とも言えませんが、実践一本および北本との近縁を重視して、一往、点線で位置づけてみました。（実践であれ点線であれ、いずれも系統としての承接を示すのみであることは言うまでもありません。）

今後接し得る新資料によって、この系統図が補正されることを希つてやみません。



付記

ご所蔵の貴重な資料を自由に使用させて頂き、重ねて、ご指導と激励をいただいた山田忠雄先生に、あつく、お礼申しあげます。

また、諸本の所蔵者各位に感謝いたします。（四四・一・一六）